

令和5年度

行政監査結果報告

令和6年6月

京都府監査委員

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の対象及び選定理由	1
第2	事業ごとの着眼点と監査結果等	4
1	医療・療養体制の構築	4
	(1) 着眼点	4
	(2) 感染状況等の概況	5
	(3) 監査結果	6
	ア 医療・療養体制等	6
	イ 病床確保	10
	ウ 宿泊療養	14
	エ 自宅療養者及び宿泊療養者への支援	15
	オ 保健所業務	16
	(4) 所見	19
2	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保（大規模接種会場設置運営）	21
	(1) 着眼点	21
	(2) 事業概要	21
	(3) 監査結果	22
	(4) 所見	23
3	感染拡大防止対策事業、各種緊急支援事業等のうち、 協力金等に係る事業	24
	(1) 休業要請対象事業者支援給付金	24
	ア 着眼点	24
	イ 事業概要	24
	ウ 監査結果	24
	エ 所見	27
	(2) 営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金	28
	ア 着眼点	28
	イ 事業概要	28
	ウ 監査結果	35
	エ 所見	38
4	京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度	39
	(1) 着眼点	39
	(2) 事業概要	39
	(3) 監査結果	41
	(4) 所見	46
5	京都府の特色のある事業	48
	(1) 安心・安全な妊婦出産確保事業	48
	ア 着眼点	48
	イ 事業概要	48
	ウ 監査結果	49
	エ 所見	52
	(2) 「京の飲食」安全対策向上事業	53
	ア 着眼点	53
	イ 事業概要	53
	ウ 監査結果	56
	エ 所見	58
	(3) 京の修学旅行3密防止対策等支援事業	60
	ア 着眼点	60
	イ 事業概要	60
	ウ 監査結果	61
	エ 所見	62
第3	総括	63

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

新型コロナウイルス感染症対策事業の適切な執行について

2 監査の目的

令和2年1月15日に日本で初めての新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認され、令和5年5月8日に感染症法上5類の位置づけとなるまで、府でも緊急事態宣言とまん延防止等の重点措置の実施が繰り返された。その間、全庁を挙げて多岐にわたる新型コロナウイルス感染症対策を展開し、令和2年度から令和4年度までの新型コロナウイルス感染症対策等(約3千~4千億円)を含む府の決算規模は3年連続で1兆円超えという非常に大きな規模となった。

府が大規模な公費を投じて行ってきた新型コロナウイルス感染症対策等に関連する事業の執行について、法令等で定められた枠組みの下で効果的に実施されているか、また、今後同様の事態が発生したときに活かせる課題等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項により、京都府監査基準に準拠して監査する。

3 監査の対象及び選定理由

(1) 監査対象事業

- ア 医療・療養体制の構築
- イ 新型コロナワクチン接種体制確保(大規模接種会場設置運営)
- ウ 休業要請対象事業者支援給付金
- エ 営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金
- オ 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度
- カ 京都府の特色のある事業
 - (ア) 安心・安全な妊婦出産確保事業※全国初
 - (イ) 「京の飲食」安全対策向上事業※全国初
 - (ウ) 京の修学旅行3密防止対策等支援事業

(2) 選定理由

府では、新型コロナウイルス感染症対策等として、医療提供体制の確保と感染拡大防止対策、経済・雇用を支える対策、府民生活の安心強化等、様々な事業が実施された。そのうち、特に府民のいのちと健康を守るためのより直接的な対策である医療提供体制の確保と感染拡大防止対策から歳出規模の大きい事業を中心に選定した(「(6)新型コロナウイルス感染症対策等決算」(表1))。

また、職員の工夫・成果も評価する観点から、府が全国に先駆けて実施した事業等、特色のある対策を講じた事業からも選定した。

(3) 監査対象年度

令和2年度から令和4年度までの執行分

(4) 監査対象部局及び監査実施方法

監査対象事業を所管している危機管理部、健康福祉部、商工労働観光部、各広域振興局（保健所）を監査対象とし、事務局調査を実地及び書面により行い、その結果を踏まえ、監査委員による書面監査を実施した。

(5) 監査を実施した期間

令和5年4月から令和6年3月まで

(6) 新型コロナウイルス感染症対策等決算

令和2年度から令和4年度の京都府の新型コロナウイルス感染症対策等決算は表1のとおりであり、そのうち、監査対象事業に関する決算は表2のとおりである。

(表1) 新型コロナウイルス感染症対策等決算

令和2年度(2,970億円)	令和3年度(4,222億円)	令和4年度(3,290億円)
(1)医療提供体制の確保と感染拡大防止対策(831億円) 入院患者受入のための病床確保や機器整備の支援 休業・営業時間短縮要請に協力を得た事業者への協力金等	(1)医療提供体制等の確保と感染拡大防止対策(2,311億円) 休業・営業時間短縮要請に協力を得た事業者への協力金 入院患者受入のための病床確保や機器整備の支援等	(1)府民の安心・安全を確保するための対策(1,147億円) 入院患者受入のための病床確保や機器整備の支援
(2)経済・雇用を支える対策(1,753億円) 無利子・無担保・保証料ゼロの融資のための預託及び利子補給 中小企業・農林水産業・文化芸術団体等が行う感染拡大防止対策や業務改善 売上向上につながる取組を府独自に支援等	(2)京都経済を支える対策(1,668億円) ゼロゼロ融資等の中小企業融資制度のための預託及び利子補給 旅行割引やクーポン券発行の支援、「京の食」プレミアムフード等の製造・販売による需要喚起を通じ、需要が落ち込んだ観光や飲食・食品製造、小売・サービス事業者を支援等	軽症者等が滞在療養するための宿泊療養施設の整備・運営
(3)府民生活の安心強化(386億円) 生活福祉資金の貸付原資を積み増し 医療又は療養の現場で働く人への応援金支給等	(3)生活・雇用の安心強化(243億円) 生活福祉資金の貸付原資の積み増し コロナ禍により離職等を余儀なくされた女性等の就労を支援等	(2)京都産業への支援や府民生活を守るための対策(2,143億円) ゼロゼロ融資等の中小企業融資制度のための預託及び利子補給 旅行割引やクーポン券発行等、全国旅行支援を実施等

(「主要な施策の成果に関する報告書」(令和2～4年度)等から)

(表2) 監査対象事業の決算

(単位：百万円)

監査対象事業		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ア	医療・療養体制の構築			
イ	新型コロナワクチン接種体制確保			
	新型コロナウイルス感染症対策事業 (ワクチン接種体制の確保、医療提供体制の確保、検査体制の確保等)	4,217	18,351	24,616
	入院患者受入のための病床確保等に対する支援	26,038	44,611	53,286
	入院医療コントロールセンターの運営	25	36	169
	入院待機ステーションの運営	—	196	947
ウ	休業要請対象事業者支援給付金	2,156	—	—
エ	営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金	14,725	158,972	25,749
オ	京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度	—	611	169
カ	京都府の特色のある事業			
	(ア) 安心・安全な妊婦出産確保事業	564	88	72
	(イ) 「京の飲食」安全対策向上事業	—	773	—
	(ウ) 京の修学旅行3密防止対策等支援事業	53	72	306

※ 決算額には監査対象外事業も含む。

(「主要な施策の成果に関する報告書」(令和2～4年度)等から)

第2 事業ごとの着眼点と監査結果等

1 医療・療養体制の構築

(1) 着眼点

新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月30日に府内で1例目の症例が報告された後、感染拡大と収束を繰り返し、陽性者数が増加していった。

府においては、治療を必要とする人に必要な医療を提供し、自宅療養者等の病状が増悪した場合でも安心できるように、医療・療養体制を構築した。

本監査では、医療・療養体制の構築について、感染状況に応じて迅速で的確な対応ができているか、治療を要する人々に必要な医療を提供するために効果的かつ重点的な運用ができているか、それとともに、安心して自宅療養及び宿泊療養ができるよう、きめ細やかな運用ができているか、府だけでなく地域の関係機関との協力関係を構築しているか等に着眼し、医療・療養体制の他、陽性者と初期に接し、迅速に医療につなげる保健所業務等、次の点の監査を行った。

ア 医療・療養体制

イ 病床確保

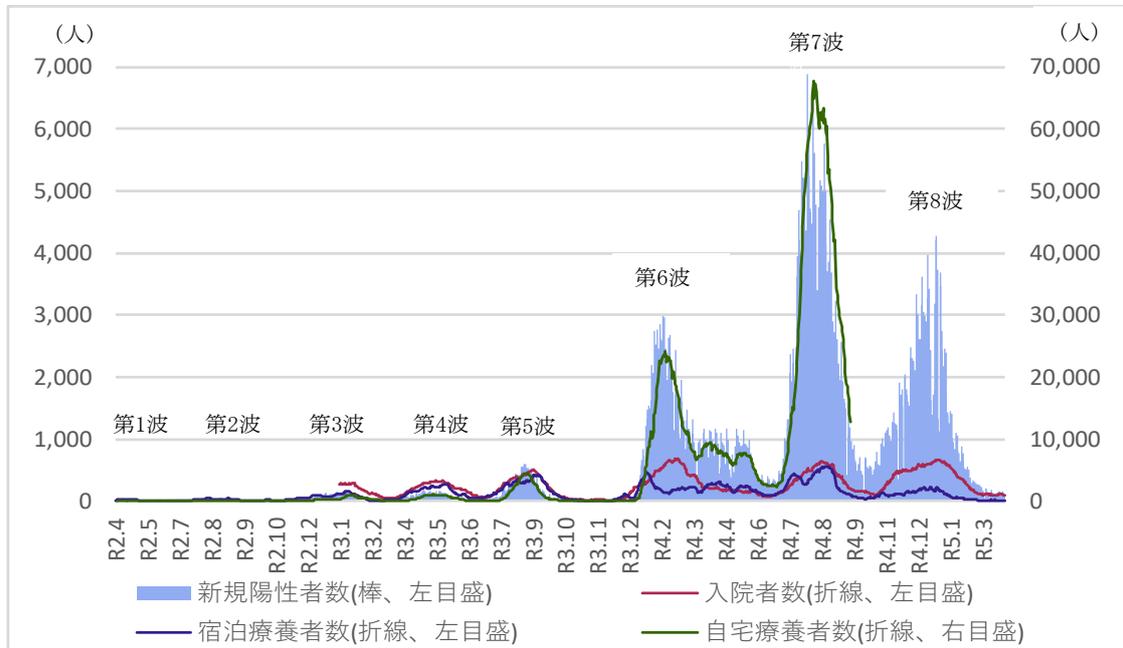
ウ 宿泊療養

エ 自宅療養者及び宿泊療養者への支援

オ 保健所業務

(2) 感染状況等の概況

府の新規陽性者数、入院者数、自宅療養者数及び宿泊療養者数の推移は、図1及び表3のとおりであり、感染拡大の波を繰り返した。



(図1) 新規陽性者数、入院者数、自宅療養者数及び宿泊療養者数推移グラフ

(表3) 新規陽性者数、入院者数、自宅療養者数及び宿泊療養者数(日(最大))推移

	第1波	第2波	第3波	第4波	第5波	第6波	第7波	第8波
期間	R2. 1. 30 ~6. 15	R2. 6. 16 ~10. 21	R2. 10. 22 ~3. 2. 28	R3. 3. 1 ~6. 24	R3. 6. 25 ~12. 20	R3. 12. 21 ~4. 6. 14	R4. 6. 15 ~10. 12	R4. 10. 13 ~R5. 5. 8
新規陽性者数/日(最大) <ピーク日>	18人 <R2. 4. 3>	41人 <R2. 7. 29> <R2. 8. 20>	154人 <R3. 1. 17>	174人 <R3. 4. 24>	601人 <R3. 8. 26>	2,973人 <R4. 2. 9>	6,891人 <R4. 8. 3>	4,267人 <R5. 1. 7>
入院者数/日(最大)	—	—	288人	330人	505人	680人	642人	672人
自宅療養者数/日(最大)	3人	64人	910人	1,060人	4,495人	24,163人	67,249人	—
宿泊療養者数/日(最大)	30人	48人	165人	277人	418人	471人	556人	222人
主なウイルスの種別	武漢株			アルファ株	デルタ株	オミクロン株		

※ 入院者数のモニタリング指標はR3. 1. 12より公表、自宅療養者数はR. 4. 9. 26より発生届の提出が限定されたことから、それ以降計測なし。

入院者数、宿泊療養者数の状況については、第5波までは新規陽性者数の波に応じて増減し、第6波以降はオミクロン株が主流となり、新規陽性者数及び自宅療養者数が急激に増加した。

(3) 監査結果

ア 医療・療養体制等

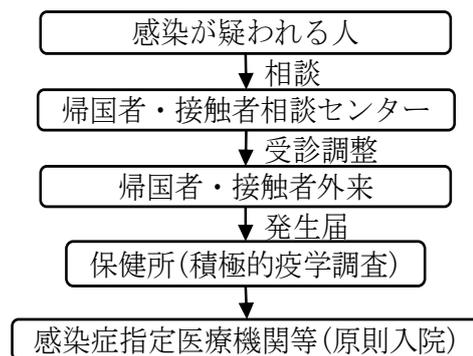
(ア) 指定感染症等の概要

令和2年1月28日に国が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定めることを公布し、2月1日に施行した。それにより、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、原則、感染症指定医療機関に入院させなければならないこととなった（ただし、緊急その他やむを得ない場合、感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能）。

その後、令和2年3月に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知により、感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合に無症状者及び軽症者は自宅での安静・療養を原則行うこととされた。

(イ) 相談・受診体制の確立

令和2年1月30日に府内で初めてとなる新型コロナウイルス感染症の症例報告があった1週間後の2月6日には、本庁及び保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、発熱・咳等症状のある新型コロナウイルス感染症が疑われる人を帰国者・接触者外来へ受診させるよう調整を行い、受診の結果感染が判明した人を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための相談・受診体制を確立していた。これにより、感染が疑われる場合に、どこの医療機関を受診すべきかが分からない府民の不安を軽減するとともに、保健所による積極的疫学調査の早期着手を可能とし、感染ルートの特定を図ることに寄与した（国通知：令和2年2月1日）（図2）。



(図2) 相談・受診体制(R2.2.6)

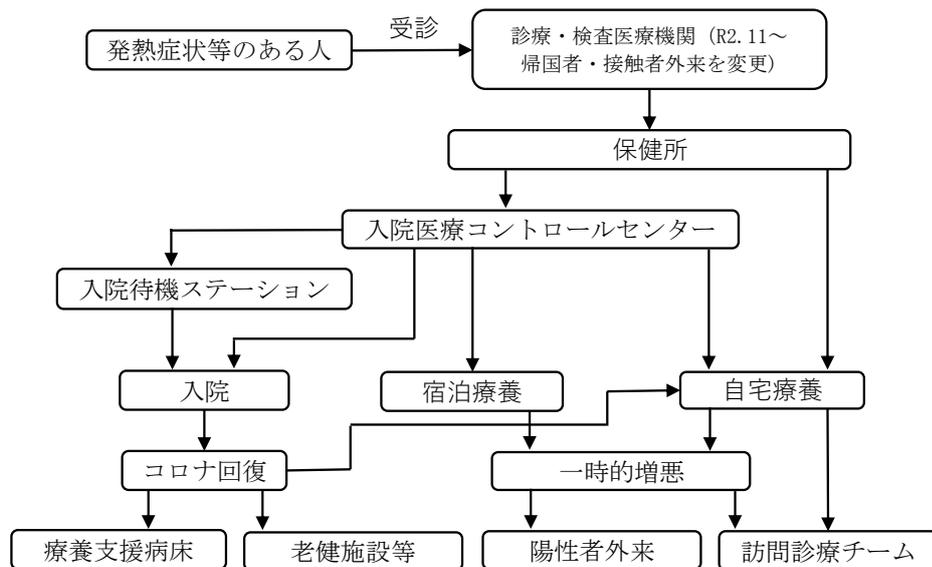
(ウ) 医療・療養体制

令和2年3月27日に、重症患者や基礎疾患を有する患者の増加に対応するため、京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター（以下、「入院医療コントロールセンター」という。）を設置し、入院患者等の受入医療機関の調整等を行った（国通知:令和2年3月19日）。

また、令和2年4月15日から軽症者等について民間宿泊施設での療養を開始した（国通知:令和2年4月2日）。

令和3年8月18日には、入院待機ステーションを設置し、直ちに搬送先が決まらない患者等を受け入れ酸素投与等を行った（国通知:令和3年8月25日）。

その後、新型コロナウイルス感染症回復後も引き続き他の疾患等で加療・介護等が必要な人が転院（所）する療養支援病床や老健施設の確保、自宅療養者又は宿泊療養者が一時的に増悪した場合に診療・検査を実施する陽性者外来の設置、また、自宅に訪問し、診療・治療等を実施する訪問診療チームを新たに確保する等、陽性判明から回復まで症状に応じた医療・療養体制を構築していた（図3）。

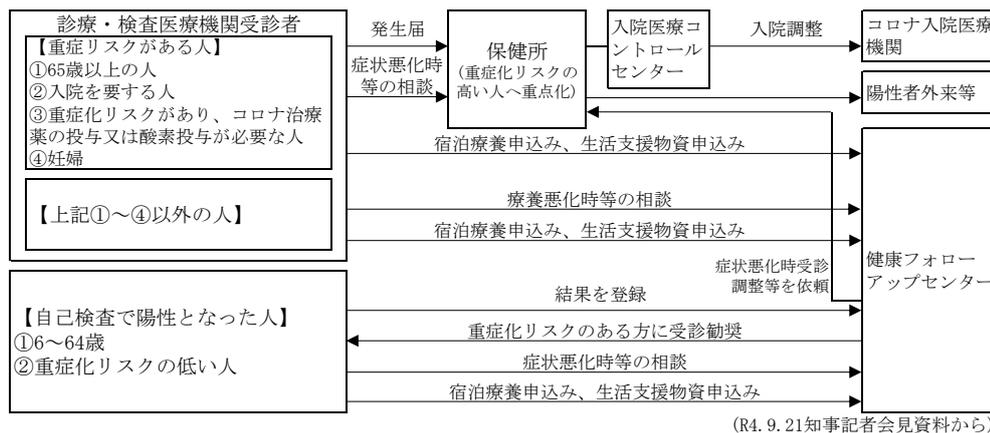


(図3) 医療・療養体制(R4.9.25まで)

令和4年2月10日には、第6波以降オミクロン株が主流となり、陽性者数が急増したことから、外来診療のひっ迫を防ぐため、6歳から49歳で無症状又は症状が軽くかつ基礎疾患がない人が、自ら医療用抗原検査キットで感染の有無を調べ陽性であった場合、医療機関や保健所を経由せずに医師による確定診断及び陽性者の登録を行う陽性者登録センターを開設した（国通知:令和4年1月24日）。

令和4年9月26日には、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い人を守るため、全国一律で、発生届の対象を65歳以上の人や入院を要する人等に限定した。また、届出対象外の人には自宅療養となるが、新たに設置した健康フォローアップセンターに登録することで、体調変化時等の医療機関の紹介、生活物資の支援等、支援に繋げるようにした（図4）。

※ 陽性者登録センターは、健康フォローアップセンターに機能統合



(図4) 医療・療養体制(R4.9.26以降)

(エ) 入院医療コントロールセンター

a 概要

新型コロナウイルス感染症の患者の症状や重症度等に応じ、適切な医療機関・宿泊療養施設への入院・入所の調整を行うため、令和2年3月27日に全国に先駆けて設置。京都市を含め府内一元的に管理した。

b 調整実績

調整実績は、表4のとおり、令和2年度は5,000件を超え、令和3年度は20,000件を超え、令和4年度は26,000件を超える調整を行った。

(表4) 「入院医療コントロールセンターの運営」に係る決算額等

年度	調整数	決算額
令和2年度	5,430件	25,199,885円
令和3年度	20,896件	36,011,901円
令和4年度	26,352件	169,410,571円

(「主要な施策の成果に関する報告書」(令和2～4年度)から)

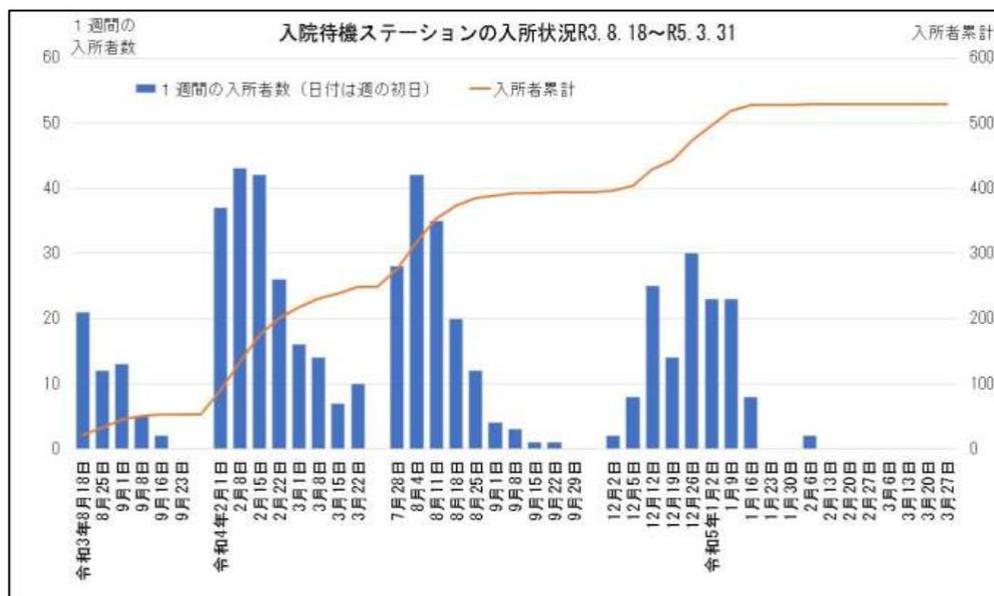
(オ) 入院待機ステーション

a 概要

医師の判断により酸素吸入及び入院等が必要と判断されたものの、直ちに搬送先が決まらない新型コロナウイルス感染症の患者等を受け入れ、酸素吸入や投薬等の医療措置を行う。令和3年8月18日に設置し、第5波の収束により一時閉鎖したが、その後、第6波以降も感染拡大及び病床使用率の増加期に設置した。令和4年3月までは島津アリーナ京都（府立体育館）で運営し、その後、令和4年4月28日に京都東山老年サナトリウム内にセンターを移設することにより、療養の機能を高め、7月28日から同じ病床数での入所者受入を運用再開した（表5及び図5）。

(表5) 入院待機ステーション運営状況一覧

	第5波対応	第6波対応	第7波対応	第8波対応
所在地	島津アリーナ京都(府立体育館) (京都市北区)		京都東山サナトリウム内 (京都市山科区)	
病床数	30床	110床	110床	110床
入所者受入の始期	R3. 8. 18～	R4. 2. 1～	R4. 7. 28～	R4. 12. 2～



(図5) (令和6年3月「京都府における新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」から)

利用者は、当初は日常生活動作が自立している患者であったが、第6波からは要介護の患者も受け入れ、第7波から「入院は不要だが基礎疾患や高齢により（家族を含め）不安」を訴える患者も積極的に受け入れた。

容体急変患者の対応については、常時配置の医師及び看護師が救急措置を行い、入院医療コントロールセンターを通して医療機関へ入院することとした。

b 利用実績

利用実績は、次の理由から病床数からすれば低くなった。

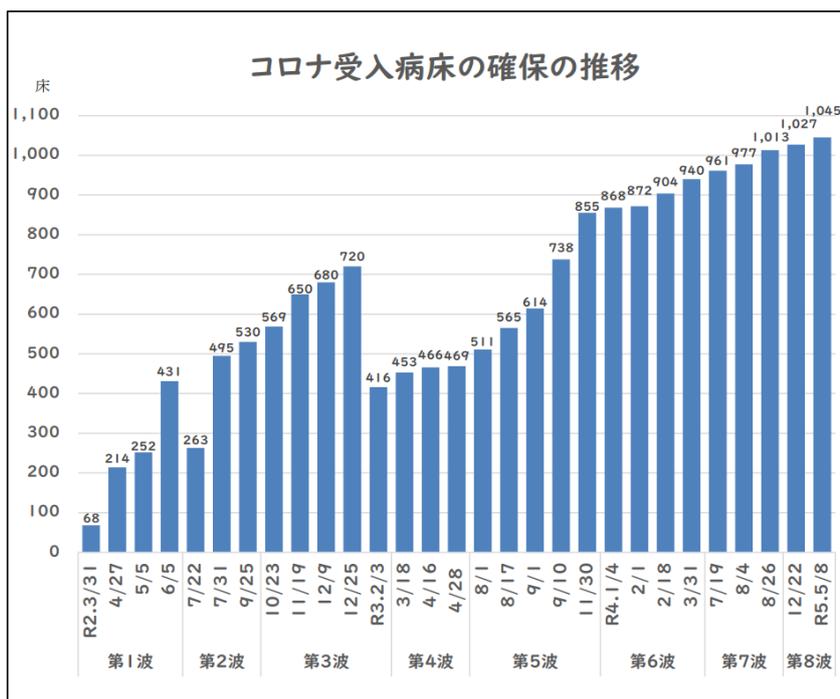
- ・ 「臨時の医療施設」であることから、常設の医療機関と比べると常備薬に限度があること
- ・ エックス線検査やCTスキャン等の検査機器や診療放射線技師、薬剤師等のスタッフも不在である施設であること等、基礎疾患を持つ高齢患者等への対応では、入院施設がより適切であったこと

ただし、次の役割を果たしたことも事実である。

- ・ 入院調整に時間のかかる夜間から深夜の時間帯において、病状が急変された方等、直ちに搬送先医療機関が決まらない場合であっても患者を受け入れ、医師・看護師による適切な酸素投与、投薬、中和抗体薬の投与等の医療提供を行い、患者の重症化を防ぐ等医療ひっ迫時における役割を果たしたこと
- ・ 病院での受け入れが難しい状況にあっても、24時間医師・看護師が常駐する臨時の医療施設として入院待機ステーションが受け入れを行い、医療措置を提供すること及び入所者に対する排せつ介助や食事介助等も必要に応じて実施することで、患者や家族のみならず、他の医療機関にも安心を与えることができたこと

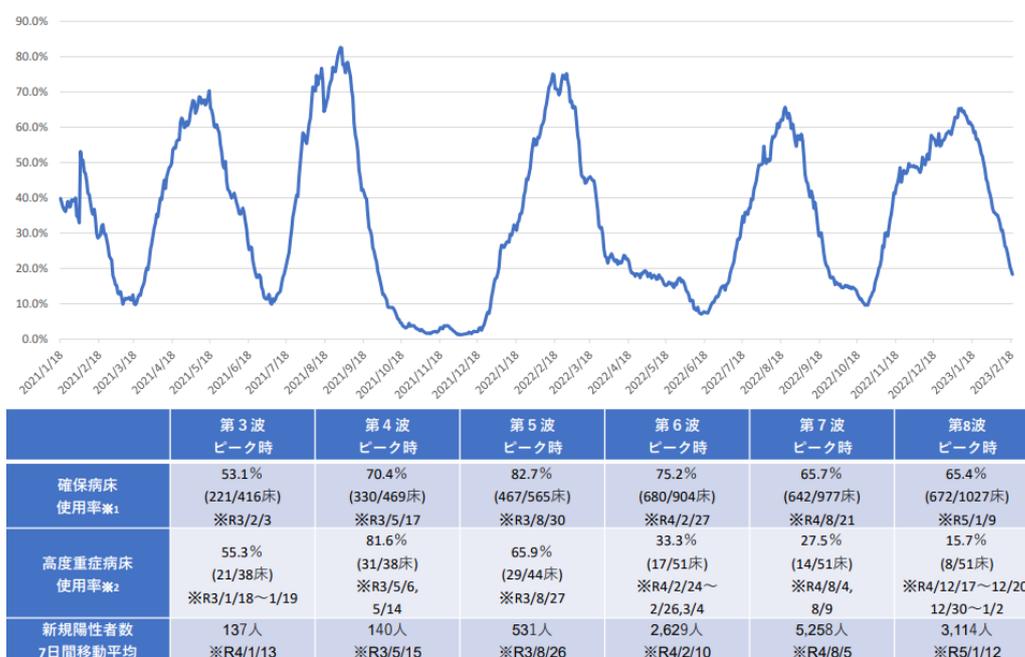
イ 病床確保

府の病床確保（高度重症病床を含む）状況は、図6、図7及び表6のとおり、陽性者数の増加に伴い、確保病床を増加していった。



(図6) (令和6年3月「京都府における新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」から)

(図7及び表6) 京都府における新型コロナウイルス感染症に係る病床利用率



※1 入院者数／新型コロナウイルス感染症対応のベッド数 ※2 重症者数（集中治療室（ICU）等での管理又は人工呼吸器が必要な患者）／重症者対応のベッド数

(第1回京都府感染症対策連携協議会（令和5年7月21日）資料「新型コロナウイルス感染症の発生状況と京都府の対応について」から)

確保病床数は、受入病床を確保病床と療養支援病床に再精査し、令和3年2月当時は416床。感染状況に応じてコロナ患者の受け入れ病床の確保を進め、第4波中に469床、第5波中に855床へ段階的に拡充させ、第6波中に940床、第7波中に1,013床、第8波時点では1,027床に達した。病床使用率の最大値は、第5波中は82.7%、第6波中は75.2%、第7波中は65.7%、第8波中は65.4%となった。

高度重症病床使用率は、表6のとおり、第4波中の令和3年5月6日に81.6%になり、第5波中の8月17日から病床数を38床から44床、11月30日から51床とした。そのため、高度重症患者数はほぼ横ばいであったが、第5波における高度重症病床使用率の最大値は65.9%となった。その後、第6波以降、新規陽性者数は急激に増加したが、高度重症病床使用率の最大値は、第6波中は33.3%、第7波中は27.5%、第8波中は15.7%となった。それは、陽性者に占める重症患者数が低下したことも影響していると考えられる。

一方、物理的に病床が確保できたとしても、それに対応する医療従事者のマンパワー不足といった問題も生じていた。その対策として、新型コロナウイルス感染症患者への対応に必要な知識及び技術を身につけた医療人材の育成、医療従事者への特殊勤務手当の支給助成、医療従事者が宿泊するホテルの宿泊費用に対する助成、入院受入医療機関の医療従事者等に対する応援金の支給等、命を守るために最前線で活動する医療従事者への支援を強化する等の支援策を講じた。

<参考>

第4波(アルファ株)以降の重症化率は表7のとおりであり、波を追うごとに低下傾向にあった。

(表7) 第4波以降の重症化率

	陽性者数	重症者数	重症化率
第4波(アルファ株)	7,440	116	1.56%
第5波(デルタ株)	19,535	99	0.51%
第6波(オミクロン株)	171,361	84	0.05%
第7波(オミクロン株)	275,275	66	0.02%
第8波(オミクロン株)	195,721	68	0.03%

(R. 5. 4. 28京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料から)

(ア) 病床確保に係る助成金等

a 助成概要

府では、表8のとおり、病床を確保するため、新型コロナウイルス感染症の患者等が入院する府内の医療機関が行う病床確保等に要する経費に対し、令和2年度から助成を行った。

なお、医療機関の病床確保については、国直轄補助金もあったが、それは、新型コロナウイルス感染症の対応を行う医療従事者を支援して受入体制を強化するための補助であり、趣旨は異なるものであった。

(表 8) 「入院患者受入のための病床確保等に対する支援」に係る決算額等

年度	病院数	決算額
令和 2 年度	58 件	26,038,093 千円
令和 3 年度	96 件	44,611,323 千円
令和 4 年度	128 件	53,285,559 千円

(「主要な施策の成果に関する報告書」(令和 2～4 年度)から)

b 会計検査院の厚生労働省への指摘を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の病床確保料について、患者が入院していて病床確保事業の対象とならない入院期間中の病床数を延べ病床数に計上していたこと等により交付金が過大に交付されていた事案(過大交付額:37,917千円※)に対し、会計検査院の厚生労働省への指摘を踏まえ、医療機関への自主点検依頼、実績報告の取りまとめ、医療機関から過大交付額の返還に係る事務処理を国と連携し、速やかに進める等、迅速に対応を行った。

※厚生労働省令和 5 年 9 月 8 日事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)の病床確保料の過大交付額について」から

(イ) 病床の効率的な運用

病床確保の対策の一つとして、例えば、中等症等の患者が軽快した場合、軽症患者用の病院に転院することにより、中等症患者用の病床を空ける等、既に確保している病床の効率的な運用を行った。

また、令和 3 年 2 月 3 日には、新型コロナウイルス感染症の症状は改善したが、その後リハビリ等が必要な患者を転床し、コロナ病床を空けるための「療養支援病床」を 111 床確保し、その後、3 月 18 日に 295 床、4 月 16 日以降 313 床へと増床した。

あわせて、患者搬送車両(タクシー、福祉タクシー等)の運行業者と契約を結ぶことや新型コロナウイルス感染症回復後引き続き加療が必要な患者の転院を受け入れた医療機関に対して補助すること等で、円滑な転院の実施につなげた。

ウ 宿泊療養

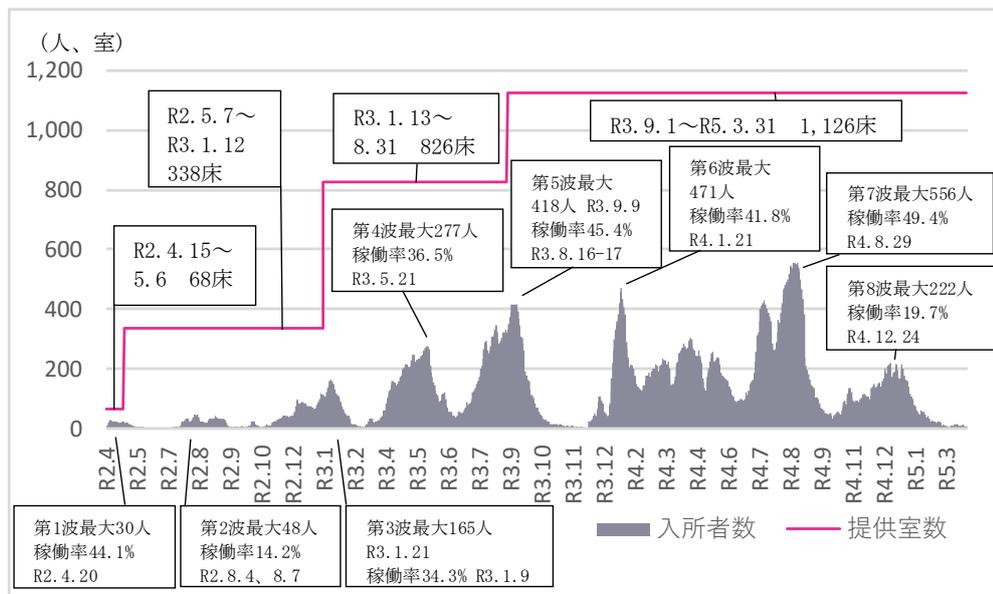
令和2年4月15日から、軽症者や無症状者、回復者が感染を拡大させる恐れのない環境で安心して療養できるよう専用の施設を準備し、表9のとおり、軽症者等の民間宿泊施設での療養を開始した。

(表9) 宿泊療養施設一覧

宿泊療養施設名	所在地	確保期間
宿泊療養施設A	京都市	R2. 4. 15～R3. 3. 31
宿泊療養施設B	京都市	R2. 5. 7～R5. 5. 7
宿泊療養施設C	京都市	R3. 1. 13～R5. 3. 31
宿泊療養施設D	京都市	R3. 9. 1～R5. 3. 31

(ア) 宿泊施設提供室数及び入所者数

宿泊施設提供室数及び入所者数(宿泊療養者数)については、図8とおりであり、提供室数は、宿泊療養者数の増加に伴い増加し、開設時68室から第5波の令和3年9月1日には1,126室まで増設した。その後、第6波以降、オミクロン株が主流となり、新規陽性者数の増加率に比べ宿泊療養者数の増加率が低くなったことから、令和5年度末まで提供室数の増加はなかった(令和5年4月1日以降縮小し、5月7日に終了)。1日最大入所者数は556人、稼働率49.4%(令和4年8月29日<第7波>)であった。



(図8) 宿泊療養施設提供室数及び入所者数の推移

(イ) 宿泊療養施設での事案

令和3年5月26日に、宿泊療養施設において、療養中の入所者が死亡する事案が発生した。この事案は、病状が悪化し、酸素投与や入院の検討を行うべき状態になっていた入所者の情報が、現場における医療従事者間の情報共有体制の不備から入院医療コントロールセンターの医師に共有されず、その結果、入院の機会を逸し、当該入所者が死亡するに至ったものであり、本事案の発生は、宿泊医療施設における療養環境整備の大きな契機となった。

府では、再発防止のため、次のとおりの対策に取り組み、以後、宿泊療養施設運営終了に至るまで、同様の事案が発生することはなかった。

- ① パルスオキシメーターの操作手順の再徹底、反転しない機種へ統一
 - ・ 操作手順の周知徹底（療養者には丁寧に説明）
 - ・ SpO₂値/PR値が反転しない機種に統一
- ② 居室への緊急立入基準を規定
 - ・ 緊急入室する場合の基準（連絡がつかなくなっているからの経過時間等）を定め、異変の有無を速やかに確認
- ③ 兆候を見逃さないよう情報を共有化
 - ・ 重症化の兆候を見逃さないよう、高熱が続いたり酸素飽和度が一定値を下回る療養者情報を、入院医療コントロールセンターとの共有（方法をルール化）

エ 自宅療養者及び宿泊療養者への支援

安心して自宅療養等ができるよう、保健所による健康観察等のほか、病状等が増悪した場合に診察・検査ができる医療機関（陽性者外来）の設置とあわせ、外出できない場合の訪問診療チームの派遣、パルスオキシメーターや生活必需品の物資の支援等を実施した。

(ア) 陽性者外来の設置

令和3年3月から、自宅療養又は宿泊療養中の陽性者の病状等が増悪した場合に、診察・検査ができる陽性者外来を確保し、入院医療コントロールセンターと協議の上、保健所が受診先を調整する体制を整備した。また、陽性者外来設置医療機関への支援として、患者受入1名に対し1万円を助成した。

陽性者外来は、自宅療養者数に応じて増加し、令和3年4月には全圏域に設置（24施設）し、その後も拡充に努めるなど、府内全域で陽性者の診察・検査ができる体制づくりを行った。

オ 保健所業務

府では、表 10 のとおり、京都市域以外で7箇所の保健所を管理運営している。表 11 のとおり、新規陽性者数の推移から、オミクロン株が主流となった第6波（R3.12.21～R4.6.14）、第7波（R4.6.15～R4.10.12）に、各保健所の発生届（※）数も、自ずと大幅に増加し、各保健所とも波は概ね同じであった。

なお、令和4年9月に、発生届の対象が65歳以上の人や入院を要する人等に限定されたため、発生届数は各保健所とも急激に減少した。

※発生届 新型コロナウイルス感染症を指定感染症に指定したことにより、医師が新型コロナウイルス感染症の患者を診断したときに保健所長を経由して都道府県知事に届出ることとなっている届出

（表10） 京都府設置保健所一覧

保健所名	所管地域
乙訓保健所	向日市、長岡京市、大山崎町
山城北保健所	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市 久御山町、井手町、宇治田原町
山城南保健所	木津川市、笠置町、和東町、精華町、南山城村
南丹保健所	亀岡市、南丹市、京丹波町
中丹西保健所	福知山市
中丹東保健所	舞鶴市、綾部市
丹後保健所	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

（表 11） 保健所別新規陽性者数推移

	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11	R2.12	R3.1	R3.2	R3.3	R3.4	R3.5	R3.6
乙訓	13	1	1	15	32	24	30	38	104	181	15	24	156	185	33
山城北	53	1	1	52	87	69	56	98	311	570	61	131	544	470	120
山城南	7	0	0	18	13	6	9	24	66	80	15	31	142	96	12
南丹	2	1	0	35	11	4	5	14	31	66	8	6	98	89	14
中丹西	2	0	0	1	4	2	2	11	7	25	14	9	117	68	1
中丹東	0	0	0	3	1	2	1	1	28	53	0	4	52	58	2
丹後	3	0	0	0	4	3	4	16	80	81	3	3	20	29	1
	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9
乙訓	59	606	258	42	11	11	1,602	3,775	1,492	1,686	1,519	520	4,838	7,888	3,147
山城北	295	2,118	801	72	5	36	4,616	9,684	6,053	4,444	3,737	1,551	11,951	22,277	9,212
山城南	51	379	148	8	2	8	1,039	2,748	1,666	1,073	858	465	3,299	5,929	1,981
南丹	36	490	146	24	2	10	881	2,614	1,823	910	889	371	2,842	5,181	1,847
中丹西	20	118	58	9	0	10	1,039	1,315	919	912	846	145	1,852	3,913	1,348
中丹東	102	262	73	6	0	1	1,182	1,454	950	1,212	551	142	2,434	5,882	2,051
丹後	16	154	38	3	0	2	242	660	682	296	578	261	2,146	4,564	1,516

※出典：京都府公表資料の集計

※令和4年9月の数値は、全数届出が終了した令和4年9月26日までの数値

(ア) ファーストタッチ（業務の迅速性）

保健所では、なるべく早く陽性者に接触することで、命にかかわる重症化を早期に把握し、迅速に医療につなげることを最重要として対応した。

陽性者に対する初期連絡（ファーストタッチ）について、発生届数の多い保健所では、第7波以降、低リスク者に対してショートメールサービス（SMS）を活用した。

また、ファーストタッチが遅延していた際にも、優先順位をつけ、高リスク者（重症化リスクの高い陽性者や重症者等）に対しては、出来る限り速やかに行うよう努力した。

(イ) 積極的疫学調査及び健康観察等（業務の重点化）

保健所では、高リスク者を迅速に医療へつなげるために業務の重点化を行い、特に第6波以降オミクロン株が主流となり陽性者数が急拡大してからは、その特徴（感染率が高い一方重症化率は低い）を踏まえた対応を進めていた。

a 積極的疫学調査

積極的疫学調査とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を指し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするためのもの（感染源の探索）と感染症の発生予防のため、感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、感染症の所見がある者等を同定するためのもの（濃厚接触者の特定）がある。

なお、陽性者数の増加により、保健所業務がひっ迫している場合には、地域で柔軟に対応することは差し支えない旨、厚生労働省で示され、各保健所とも、低リスク者を中心として、地域の実情に合わせ、第5波以降は重点化した。なお、感染源や濃厚接触者の調査取り止め後も、ホームページ上に濃厚接触者チェックリストを示し、それにより判断できるよう、広く周知しているところもあった。

感染源の推定調査、濃厚接触者の同定調査ともに、調査対象期間を短縮（当初2週間から2日間へ等）することで重点化しているところもみられた。

b 健康観察

健康観察について、当初は電話等で毎日全員に健康観察を実施していたが、第6波以降、新規陽性者数が増大するにつれて、低リスク者に対しては、電話やSMSによる当初連絡で解除日及び緊急連絡先等を案内した上で、連絡がなければ自動解除とする等、健康観察を高リスク者に重点化した。また、積極的疫学調査について、ピーク時に、低リスク者に対しては、保健師・看護師（看

護職)だけでなく一般事務職員が実施する等、看護職員が高リスク者に集中できるように重点化していった。そのため、マニュアルの作成やオリエンテーションを実施し、事後においては看護職員が確認する体制を構築しているところもみられた。

c その他業務

その他、府一律で発生届の提出が65歳以上の人や入院を要する人等に限定されたこと、それに伴い健康フォローアップセンターに生活支援物資・宿泊療養入所申込み、症状悪化時等の相談(発生届対象者を除く)業務が移行されたこと、療養証明書等発行が一元化されたこと等、保健所業務を軽減することにより、高リスク者への対応の強化を図った。

(ウ) 応援体制等

陽性者の増加による業務のひっ迫に対し、広域振興局内の応援のほか、広く応援人員を確保する等、表12のとおり体制を強化していた。保健所内では、応援人員も含め、情報を共有するためにミーティング等を密にするとともに、業務マニュアルを作成し、応援職員の交代にも業務統一が図れるようにした。また、応援職員に対して、終了時に、より効率化できないかヒアリングを行い、更に業務の効率化を図っていた保健所も見られた。

また、各保健所では、実情に応じて、独自や保健所間での共有を図る等により、医療機関の協力による陽性者へのチラシ配布、医療機関による電話診療や訪問診療、訪問介護事業者による訪問介護、薬局による薬のポストイン、電話不通の陽性者に対して市町職員の協力を得て安否確認を行う等、関係機関と協力し、地域全体で自宅療養者の重症化の防止、不安の軽減等に取り組んでいた。

(表 12) 保健所体制

年	月	対応等
R 2	4 月	・保健所体制強化のため市町村保健師派遣を依頼(8 日)
R 3	1 月	・患者搬送業務に係る民間タクシー業者委託開始 (12 日：山城)
	12 月	・保健所応援職員への研修開始(8 日)
R 4	1 月	・府南部 3 保健所事務処理を山北保で一元化(4 日)
		・保健所体制強化 (中丹西に応援職員派遣) (5 日～：中丹)
		・保健所体制強化 (各保健所に本庁等から応援職員派遣) (13 日～：職員長 G)
		・保健所体制強化 (中丹東に応援職員派遣) (13 日～：中丹)
	7 月	・保健所体制強化 (中丹東に応援職員派遣) (14 日～：中丹)
		・保健所体制強化 (中丹西に応援職員派遣) (19 日～：中丹)
		・保健所体制拡充 (約 490 人→1,100 人：7 月下旬)

(第 1 回京都府感染症対策連携協議会 (令和 5 年 7 月 21 日) 資料「新型コロナウイルス感染症の発生状況と京都府の対応について」から)

(4) 所見

初期対応として、府内初の症例報告があった 1 週間後に帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターを設置、その後、入院医療コントロールセンター、入院待機ステーションの設置等、医療・療養体制を確立し、新型コロナウイルス感染症に対する府民の不安を軽減した。それぞれの設置時期は、国通知後直ぐ若しくは入院待機ステーションにおいては国通知よりも早く設置する等、迅速に対応された。

令和 3 年 12 月からの第 6 波以降、オミクロン株が主流となり、重症化率が低下したことによる自宅療養者の増大に対応するため、令和 4 年 2 月に外来診療のひっ迫を防ぐために陽性者登録センターを設置し、令和 4 年 9 月に高齢者等重症化リスクの高い人を守るために発生届の対象を 65 歳以上の人や入院を要する人等に限定する等、感染状況に応じて臨機応変に取り組みられた。

病床確保については、陽性者数の増加に伴い、確保病床を増加していくとともに、自宅療養・宿泊療養への振り分けや患者に回復の段階に応じた適切な病床を使うようにすること等、確保病床の効率的な運用を積極的に推進し、重症者等に対する医療提供に重点を移し、治療を要する人々に必要な医療を提供できるようにされた。その結果、確保病床使用率の最大値は第 5 波の令和 3 年 8 月 30 日の 82.7%、高度重症病床使用率の最大値は、第 4 波の令和 3 年 5 月 6 日、14 日の 81.6%となった。

自宅療養者等に対しても、安心して療養ができるよう、病状等が憎悪した場合に診察・検査ができる陽性者外来の確保や生活必需品の支援等を実施し、陽性判明から回復まで、症状に応じたきめ細やかな医療・療養体制を構築される等、変異株の急激な置き換わりに対して都度検証を行いつつ、感染状況や医療現場の状況を踏まえた必要な措置を迅速に講じられた。

ただし、令和3年5月に、府が運営する宿泊療養施設で療養中の患者が亡くなられたことや入院待機ステーションが一定の役割を果たしたものの利用実績が低かったこと等課題もあった。

保健所業務については、ファーストタッチ（陽性者に対する初回の連絡）を早期にされており、積極的疫学調査及び健康観察等については、感染が拡大するにつれ、各保健所で管内の状況に応じて重点化され、命にかかわる重症化を防ぎ、迅速に医療につなげるよう努められていた。また、初期段階で情報収集や周知における事務処理が従来の手書きやFAXによるものが多かったため、タイムラグが生じる時期もあったが、デジタル技術を活用する等、工夫や経験を重ねる事により、スムーズに展開されるようになった。

保健所では、第5波以降、ファーストタッチや、積極的疫学調査及び健康観察等の業務がひっ迫し、感染拡大期における陽性者数増の対応に苦慮するところもみられた。そうした中、高リスク者に重点をおいて迅速に医療につなげる業務の重点化、低リスク者へのSMS活用等による業務の効率化と職員の頑張りや支援職員の協力等によって、組織の崩壊を凌いできた。保健所のヒアリングにおいても、必要に応じて応援人員を確保したものの、「ピーク時は連日帰宅は夜中だった」等のコメントがあり、また、「自分たちが頑張らなければ亡くなる方がおられるかもしれないという使命感のもとで頑張った」や「症状が重い方が多く、深刻な病状となる方が多く保健師が疲弊した」等、命を守る重責を担っていることや使命感により住民のいのちと健康を守ったことが窺えた。今後、同様の事態が発生したときには、最前線で対応する保健所職員をはじめとした職員を守るための組織づくりに努められたい。

関係機関との協力関係については、各保健所ともコロナ前に比べ強固に、かつ良好に築かれており、保健所へのヒアリングでは、「コロナ禍において協力し合った地域の医療機関（医師会）、高齢者施設、介護施設、訪問看護施設、消防及び市町村等との連携強化が図れた」等のコメントが多く見られ、その中には、「台風災害において浸水地域の要支援者を救助する際にも速やかに連携し、命を救うことができた」等、その良好な関係を活かした事例もあり、効果が発揮されていた。

また、関係機関の他にも、「所内横断的に風通しが良くなった」、「局内での協力体制がとれた」等、保健所、広域振興局内の関係や「地域の方々に保健所の存在を、より知っていただいた」、「コロナを契機に保健所がクローズアップされ、保健師が地域に知られるきっかけになった」等、地域との関係が良好となったというコメントも多くみられた。

このような、良好な関係を維持しつつ、今回の各ステージでの対応や、保健所及び応援人員の確保等の対応により得られた多くの知見等を踏まえ、将来起こりうる新たな感染症への対策等に活かせるよう取り組まれたい。

2 新型コロナワクチン接種体制確保（大規模接種会場設置運営（令和3～4年度））

（1） 着眼点

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を希望する府民が早期にワクチン接種を行うことができるよう、また府内市町村が実施する住民向けワクチン接種が接種完了時期までに完了できるよう支援するため、大規模会場を設置し接種体制を確保した。

本事業は、重症化予防、感染及び発症を予防することを目的にワクチン接種を促進するものであり、本監査では、事業の目的に照らして適切に執行されていたかに着眼し、次の点の監査を行った。

ア 制度設計

イ 委託事務

（2） 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染リスクの軽減及び医療提供体制を確保するため、令和3年2月から医療従事者等を対象にワクチン接種が開始され、次に重症化リスクの高い高齢者等を対象にワクチン接種が開始された。

その後、国から令和3年5月18日付けで希望する高齢者に同年7月末までに2回の接種を終えるよう通知があった。ワクチン接種は、実施主体である市町村が行うものであるが、ワクチン接種が順調に進んでいる市町村と遅れが生じている市町村があったため、府では、高齢者への早期接種に向け、65歳以上の府民で、一度も接種を受けていない方を対象に、府有施設であるけいはんなプラザ及びサンガスタジアムでの接種予約を開始（同年6月8日）した。

次に、40歳以上、1回目未接種の方を対象に、上記会場に京都駅前会場を加えて接種予約を開始し、更に希望する全ての府民への3回目接種完了に向け、より多くの接種機会を提供するため、表13のとおり感染状況に応じて府内各地域に会場を追加した。

主な大規模接種会場の設置状況は以下のとおりである。

（表13）京都府大規模接種会場の設置状況

	大規模接種会場名	設置期間
令和3年	サンガスタジアム	6月15日～10月10日
	けいはんなプラザ	6月15日～10月10日
	京都駅前会場（直営）	8月24日～10月18日
	アストラゼネカ接種センター	9月10日～11月11日
	病院接種会場（委託）	9月28日～2月25日
令和4年	京都タワー	1月24日～12月30日
	綾部ルネス病院	2月2日～12月28日
	京都田辺中央病院	2月2日～12月28日
	山城総合運動公園	3月14日～3月18日

	けいはんなオープンイノベーションセンター (KICK)	3月14日～3月18日
	ワクチン接種バス (大学等)	6月15日～12月19日
令和5年	京都タワー	1月6日～3月25日
	綾部ルネス病院	1月7日～3月25日
	京都田辺中央病院	1月7日～3月26日

(3) 監査結果

ア 制度設計

令和3年5月の国の通知を受け、希望する高齢者に同年7月末までにワクチン接種を実施できるよう、早急に接種会場を拡充する必要があったため、府有施設を利用して大規模接種会場を設置した（1日最大1,600人接種を想定）。

大規模接種会場設置当初は、接種会場が2箇所にとどまっていたことから、府内各地域から会場への円滑なアクセスを確保するため、府内の主要な駅や施設から会場への無料送迎バスを運行したほか、接種の予約にあたっては、インターネットによる方法のみならず、コールセンターによる電話予約を設ける等、高齢者の利便性を高めるための環境整備に努めていた。

その後、11月までに希望する全府民への接種を完了させるため、府内各地域の病院に接種会場を設置し、令和4年からは、追加接種の促進のため、京都市内会場（京都タワー）、北部会場（綾部ルネス病院）、南部会場（京都田辺中央病院）に常設の接種会場を設置するとともに、ショッピングモール等に特設接種会場を設置する等、接種機会の拡大を図っていた。

更に、子育て世代が安心してワクチンを接種できるよう京都タワー会場に保育ルームを設置したほか、接種率が低調な若年層の接種を促進するために大学へのワクチン接種バスを派遣する等、ワクチン接種の促進に向けた工夫を講じていた。

イ 委託事務

本業務は、接種会場の設営等や予約受付コールセンターの運営等について、短期間に業務を確実に実施し、緊急に行う必要があったことから、競争入札に付することができないため、随意契約としていた。

受託業者については、短期間に接種会場の設営・運営及び予約受付等を行うとともに、速やかな人員確保が可能な業者を選定する必要があったことから、府及び周辺自治体での受託実績を有する業者から選定した。

委託契約締結後は、予約状況や接種会場の状況に応じて、コールセンターの設置期間を延長したり、送迎バスの運行コースを拡充する等、大規模接種会場でのワクチン接種の円滑な実施に向けて柔軟に対応していた。

また、履行確認の状況については、府職員が受託業者と密に連絡調整を行い、不定期に接種会場でスタッフの配置状況を確認する等、運営に係る支障の有無等を

確認していたが、日報は、問合せ内容や案件数等のみの記載となっており、対応人員数や出勤状況については記載されていなかった。

(4) 所見

初期の段階では、重症化リスクの高い高齢者へのワクチン接種を促進するため、多くの自治体が短期間での接種終了を目指しており、接種が間に合わない市町村への支援や府民の接種機会の拡大を図るため、早期に対応できる府有施設を大規模会場として活用し、接種の推進に寄与した。

また、大規模接種会場の運営にあたっては、無料送迎バスの運行により、ワクチン接種者の利便性を確保するとともに、コールセンターを設置し、高齢者に配慮した予約システムとする等ワクチン接種の環境を整備していた。

その後も、居住地の市町村では予約ができなかった方を含め、ワクチン接種の進捗や感染状況に応じて接種会場や実施体制を確保する等、市町村の負担軽減を図っていた。

委託料の支出に係る履行確認については、緊急の体制で懸命に取り組まれていたと思われるが、全国の自治体におけるワクチン接種に関する受託業者のコールセンター業務に係る人件費の過大請求が報道されたところであり、相互牽制機能を高めるため、スタッフの配置状況等について、日報に出勤状況を記載する欄を設けて確認を行うことが望ましいといえる。

今後、同様の事態が発生した際には、客観的な資料の添付を求めることを仕様書に明記する等の工夫が求められる。

一方で、ワクチン接種は重症化や感染及び発症の予防に効果があるとされ、新型コロナ対策の切り札とも言える有効な手段であり、接種を希望する府民により多くの接種機会を提供することにより、市町村のワクチン接種の補完の役割を果たしてきた。

今後とも広域的な観点から市町村を支援し、府に求められる役割を発揮されたい。

3 感染拡大防止対策事業、各種緊急支援事業等のうち、協力金等に係る事業

(1) 休業要請対象事業者支援給付金（令和2年度）

ア 着眼点

本事業は、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための府における緊急事態措置」に伴う施設の休業及び営業時間短縮の要請・協力依頼に協力された中小企業・団体及び個人事業主に対して支援給付金を支給するものである。

本監査では、本給付金は感染防止の目的によりやむを得ず休業・時短要請等、営業活動への制限をかけることに対して支給するものであり、事業の目的に照らして適切に執行されていたかについて、早期支給を実現するためにどのような取組を行ったのか等に着眼し、主に次の点について監査を行った。

- (ア) 制度設計
- (イ) 申請受付・審査
- (ウ) 給付金に係る業務委託
- (エ) 給付金支給の迅速化に向けた取組
- (オ) 債権管理

イ 事業概要

本給付金の内容は表14のとおりであり、給付金の支給件数及び金額は、16,464件・2,117,300千円である。

(表 14) 休業要請対象事業者支援給付金の内容

要請期間等	対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額	
令和2.4.18 ～令和2.5.6	府の 休業・ 時短 要請	京都府 全域	[遊興施設、運動・遊技 施設、文教施設等] 施設の使用停止 [食事提供施設] 5時～20時までの時短 (酒類の提供は19時まで)	令和2.5.7 ～令和2.6.15	要請等に協力いただいた 対象施設運営者に以下の とおり支給 ・ 中小企業・団体:20万円 ・ 個人事業主:10万円

ウ 監査結果

(ア) 制度設計

本事業の制度設計にあたっては、対象事業者が非常に多く、行政手続に不慣れな方も多いとの想定から、多くの府県が同様の給付金制度で求めていた売上減少要件を除外し、支給額を中小企業・団体は20万円、個人事業主は10万円という極めてシンプルなものとするとともに、添付書類についても必要最小限度のものに留め、Web申請システムを短期間で構築する等、経営支援の意味あいからいかに早く給付金を事業者に届けることができるかというスピード感を重視したものとなっていた。

また、給付金制度を広く周知するため、給付金の申請受付開始について記者発表を行い、府ホームページに給付金申請ページを掲載するとともに、給付金支給要項・申請書を府内各市・区役所、町村役場、各商工会等に配布する等、制度周知に努めていた。

(イ) 申請受付・審査

a コールセンターの設置

休業等に協力された事業者に対して速やかに給付金を支給するため、給付金に関する問合せ等に対して迅速かつ的確に対応することが必要であったことから、行政の申請手続を熟知しているとともに、必要な業務処理要員を確保し、予備要員体制を含めて業務上支障を生じない体制を短期間に構築することができる京都府行政書士会にコールセンター業務を委託しており、最終契約金額は7,129,151円であった。

コールセンターにおける業務処理件数の総数は11,904件であり、申請受付期間（令和2年5月7日から6月15日まで）終了後の7月3日まで、給付金に係る問合せに加え、申請要件を満たさず給付金が不交付となった申請者への連絡等の対応を行っていた。

b 申請方法

給付金の申請方法は、スピードを重視する観点から、パソコンのみならず日常的に使用されているスマートフォン、タブレットにも対応したWeb申請を基本としたが、個人事業主も対象であったことから、郵送申請も併せて実施する等、迅速性・効率性のみならず、デジタルデバインドにも配慮していた。

c 受付・審査体制

給付金の申請受付・審査の実施にあたっては、京都府職員研修・研究支援センター内に「京都府支援給付金センター」を設置し、商工労働観光部の職員を中心に、全部局から職員の動員を求めるとともに、外部からの派遣職員を配置していた。

(ウ) 給付金に係る業務委託

給付金の申請受付・審査業務については、前述のとおり、庁内各部局及び外部からの派遣職員により対応していたところであるが、給付金の支給を迅速かつ適切に行うため、コールセンター業務をはじめ、給付金システムに係る業務については、以下のとおり外部委託を行っていた。

コールセンター業務については、(イ) aに記載のとおり、給付金システムに係る2業務については、表15及び表16のとおり緊急性等の理由から随意契約

としていた。

また、委託契約締結に伴う個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例（個人情報の保護に関する法律の改正により、令和5年4月1日付けで廃止）第10条第1項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう、契約書・業務仕様書に明記しており、給付金システムへのログイン時にはID及びパスワードの入力を求めることとする等、業務従事者に対する安全確保措置も講じられていた。

（表15）給付金システム開発・運用業務

	契約日	契約金額 (円)	備考
当初契約	R2. 4. 30	8,769,596	単独随意契約（極短期間でシステム構築を行う必要があり、契約相手以外の事業者が見当たらなかったため）

（表16）給付金システム運用業務（各種帳票作成・金融機関提出データの作成等）

	契約日	契約金額 (円)	備考
当初契約	R2. 5. 1	3,630,000	随意契約（府の業務に係るシステム開発・保守等の実績のある事業者による見積もり合わせ）

（エ） 給付金支給の迅速化に向けた取組

給付金申請の受付・審査等を担う「京都府支援給付金センター」には、センター長（管理職員）を含め7名の専任職員のほか、全部局からの応援職員や外部からの派遣職員を配置（コールセンターを含め約50名体制）し、コールセンター業務を担う行政書士が申請方法に関する問合せ等に丁寧に対応するとともに、審査業務については審査項目を分割して審査する等、給付金の円滑な支給に向けて効率的な業務体制が構築されていた。

給付金の申請はWeb申請を基本としていたものの、当時のWeb申請の普及状況に鑑みて、全申請のうちWeb申請の占める割合は3割程度を見込んでいたということであったが、平素から利用しているスマートフォンによる申請に対応することにより申請者の利便性の向上を図ったことや、コールセンターへの問合せの際に積極的にWeb申請を案内したこと等の効果もあり、結果としては69.9%と想定を2倍以上上回ることとなり、給付金支給の迅速化に寄与していた。

また、Web申請システムの構築に当たっては、必要な選択肢がプルダウンで表示されるといった申請者の目線に立った利用しやすいシステムにするとともに、項目の記入漏れや必要書類の添付漏れを防ぐため、項目や書類が揃っていない

ければ「申請」のボタンが表示されない仕組みとし、項目・書類不備があった場合の申請者への電話による問合せといった手戻り対応の大幅な削減を図っていた。

(オ) 債権管理

当該給付金においては、14件・230千円の返還が発生していた。返還の主な理由は、申請者が施設の指定管理者であり、給付金の対象となる施設の運営者には該当しないことが事後に判明したこと等によるものであった。

なお、当該返還金については全額返還済となっていた。

エ 所見

本給付金については、府からの休業等の要請に協力された事業者への早期支給を最優先として制度設計が行われ、支給額を団体・個人別にそれぞれ一律定額（売上減少要件を除外）とし、要請期間終了日の翌日から給付金申請の受付を開始すると同時に、給付金に関する各種問合せに対応するコールセンターを設置する等、迅速に対応されていた。

また、給付金の支給迅速化及び感染拡大防止の観点から、添付書類をできる限り簡素化し、スマートフォン、タブレット等にも対応した申請者が利用しやすいWeb申請システムをわずか1週間で構築するとともに、制度周知の際にWeb申請の活用を積極的にPRする等、Web申請の利用を促進するための各種取組を行ったほか、給付金の受付・審査等を担う「京都府支援給付金センター」を設置し、給付金が円滑に支給されるよう効率的に業務が推進されていた。

こうした取組の結果、総支給件数16,464件について申請から支給までに要した期間は、3週間以内の支給が3,290件（20.0%）、5週間以内の支給が12,004件（72.9%）となっており、支給件数全体の9割超の割合で目安としていた5週間以内の支給を実現していた。本給付金の早期支給に向けての取組は、その後の協力金支給にも活用されているところであるが、休業等の要請に係る協力事業者に対する給付金という性質上、当時から一刻も早い支給を求める声が寄せられていたことから、更なる早期給付を志向した対応が求められる。

(2) 営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染症拡大防止協力金

ア 着眼点

新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に伴い、令和2年12月に酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間の短縮を要請したところであるが、本事業は、その後複数期にわたる感染防止に係る時短・休業要請に協力された飲食店等に対して協力金を支給するものである。

本監査では、給付金と同様、本協力金についても、感染防止の目的によりやむを得ず時短・休業要請等、営業活動への制限をかけることに対して支給するものであるとともに、複数期にわたって支給されており、事業の目的に照らして適切に執行されていたかについて、主に次の点について監査を行った。

- (ア) 制度設計
- (イ) 協力金に係る業務委託
- (ウ) 協力金支給の迅速化に向けた取組
- (エ) 不正請求防止対策等
- (オ) 債権管理

イ 事業概要

本協力金については、令和2年12月以降の時短・休業要請の期間・内容に応じ、表17のとおり、第1期から第20期にわたって支給を行った。第1期から第7期までは、時短要請に応じた日数に応じて定額を一律に支給し、第8期以降は、売上高や売上高減少額といった指標をもとに事業規模に応じた支給を行った。更に、第14期から第17期においては、売上高方式による申請者（協力金の受給実績を有する事業者）に対して、早期支給（要請期間終了前に協力金の一部を支給）を行った。

また、令和3年4月から9月にかけては、飲食店等に加え、多数の方が利用する大規模施設（建物の床面積の合計が1千㎡を超える施設）等に対しても、施設の休業又は営業時間の短縮等の要請を行ったところであり、当該要請に協力された大規模施設等に対して、飲食店等と同様、表18のとおり協力金の支給を行った。

飲食店等に対する協力金は、第1期から第20期までの合計で、238,336件、191,517,544千円の支給であった。

また、協力金の支給対象外となるテイクアウト・デリバリー等の売上が含まれていたもの、祝日・定休日を協力日として計算していたもの、早期支給額が本申請額を上回っていたもの等の理由により、返還に至ったものもあった。

なお、大規模施設等に対する協力金は、第1期から第4期までの合計で、3,054件、4,996,677千円であった。

(表 17) 飲食店等への協力金の内容

期別	要請期間等	対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額	
第1期	令和2.12.21 ～令和3.1.11 【22日間】	府の 時短 要請	京都市	5時～21時の 営業	令和3.1.12 ～令和3.2.19	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×4万円
第2期	令和3.1.12 ～令和3.1.13 【2日間】	府の 時短 要請	京都市	5時～21時の 営業	令和3.2.8 ～令和3.3.12	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×4万円
第3期	令和3.1.14 ～令和3.2.7 【25日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	5時～20時の 営業(酒類提 供は11時～ 19時)	令和3.2.8 ～令和3.3.12	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×6万円
第4期	令和3.2.8 ～令和3.2.28 【21日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	5時～20時の 営業(酒類提 供は11時～ 19時)	令和3.3.15 ～令和3.4.5	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×6万円
第5期	令和3.3.1 ～令和3.3.14 【14日間】	府の 時短 要請	3.1～3.7 京都府 全域 3.8～3.14 京都市	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時)	令和3.3.15 ～令和3.4.5	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×4万円
第6期	令和3.3.15 ～令和3.3.21 【7日間】	府の 時短 要請	京都市	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時30分)	令和3.4.1 ～令和3.4.21	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×4万円
第7期	令和3.4.5 ～令和3.4.24 【20日間】	府の 時短 要請	山城・乙訓 地域	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時30分)	令和3.5.14 ～令和3.6.15	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×4万円
	令和3.4.5 ～令和3.4.11 【7日間】		京都市	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時30分)	令和3.5.14 ～令和3.6.15	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} ×4万円
第8期	令和3.4.12 ～令和3.4.24 【13日間】	まん 延防 止等 重点 措置	京都市	5時～20時の 営業(酒類提 供は11時～ 19時)	令和3.5.14 ～令和3.6.15	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20 万円
第9期	令和3.4.25 ～令和3.5.11 【17日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	休業 ^{※3}	令和3.6.7 ～令和3.7.8	1施設(店舗)につき、休業・時短要 請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20 万円

期別	要請期間等		対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額
第10期	令和3.5.12 ～令和3.5.31 【20日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	休業 ^{※3}	令和3.6.7 ～令和3.7.8	1施設(店舗)につき、休業・時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第11期	令和3.6.1 ～令和3.6.20 【20日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	休業 ^{※3}	令和3.7.1 ～令和3.8.2	1施設(店舗)につき、休業・時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第12期	令和3.6.21 ～令和3.7.11 【21日間】	府の 時短 要請	京都市以 外の地域	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時30分)	●売上高方式 令和3.7.14 ～令和3.9.3 ●売上高減少 額方式 令和3.8.2 ～令和3.9.3	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
		まん 延防 止等 重点 措置	京都市	5時～20時の 営業(酒類提 供は11時～ 19時)		1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第13期	令和3.7.12 ～令和3.8.1 【21日間】	府の 時短 要請	京都府 全域	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時30分)	令和3.8.4 ～令和3.9.6	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第14期	令和3.8.2 ～令和3.8.19 【18日間】	府の 時短 要請	京都市 及び山城・ 乙訓地域 の市以外 の地域	5時～21時の 営業(酒類提 供は11時～ 20時30分)	<早期支給> 令和3.8.10 ～令和3.8.24	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
	山城・乙訓 地域の市					
	令和3.8.17 ～令和3.8.19 【3日間】	まん 延防 止等 重点 措置	京都市	5時～20時の 営業(酒類不 提供)	<本申請> 令和3.9.3 ～令和3.10.4	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
	令和3.8.2 ～令和3.8.19 【18日間】					

期別	要請期間等		対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額
第15期	令和3.8.20 ～令和3.9.12 【24日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	休業 ^{※3}	<p><早期支給> 令和3.8.30 ～令和3.9.13</p> <p><本申請> ●売上高方式 令和3.9.15 ～令和3.11.1 ●売上高減少 額方式 令和3.10.1 ～令和3.11.1</p>	1施設(店舗)につき、休業・時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第16期	令和3.9.13 ～令和3.9.30 【18日間】	緊急 事態 宣言	京都府 全域	休業 ^{※3}	<p><早期支給> 令和3.9.17 ～令和3.9.28</p> <p><本申請> 令和3.10.4 ～令和3.11.8</p>	1施設(店舗)につき、休業・時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日4万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第17期	令和3.10.1 ～令和 3.10.21 【21日間】	府の 時短 要請	京都市 及び山城・ 乙訓地域	[京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証店] 5時～21時の営業(酒類提供は11時～20時30分) [上記以外の店舗] 5時～20時の営業(酒類提供は11時～19時30分)	<p><早期支給> 令和3.10.7 ～令和3.10.19</p> <p><本申請> ●売上高方式 令和3.10.22 ～令和3.11.30 ●売上高減少 額方式 令和3.11.1 ～令和3.11.30</p>	1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第18期	令和4.1.27 ～令和4.2.20 【25日間】	まん 延防 止等 重点 措置	京都府 全域	[京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証店] 5時～21時の営業(酒類提供は11時～20時30分) [上記以外の店舗] 5時～20時の営業(酒類不提供) ※認証店は認証店以外の店舗と同様の措置を行うことも可	<p>●売上高方式 令和4.2.21 ～令和4.4.1 ●売上高減少 額方式 令和4.3.1 ～令和4.4.1</p>	[時短かつ酒類提供(11時～20時30分)に応じた場合](認証店に限る) 1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 [時短かつ酒類不提供に応じた場合] 1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円

期別	要請期間等	対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額	
第19期	令和4.2.21 ～令和4.3.6 【14日間】	まん 延防 止等 重点 措置	京都府 全域	[京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証店] 5時～21時の営業(酒類提供は11時～20時30分) [上記以外の店舗] 5時～20時の営業(酒類不提供) ※認証店は認証店以外の店舗と同様の措置を行うことも可	令和4.3.7 ～令和4.4.8	[時短かつ酒類提供(11時～20時30分)に応じた場合](認証店に限る) 1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 [時短かつ酒類不提供に応じた場合] 1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円
第20期	令和4.3.7 ～令和4.3.21 【15日間】	まん 延防 止等 重点 措置	京都府 全域	[京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度認証店] 5時～21時の営業(酒類提供は11時～20時30分) [上記以外の店舗] 5時～20時の営業(酒類不提供) ※認証店は認証店以外の店舗と同様の措置を行うことも可	●売上高方式 令和4.3.22 ～令和4.5.2 ●売上高減少額方式 令和4.4.1 ～令和4.5.2	[時短かつ酒類提供(11時～20時30分)に応じた場合](認証店に限る) 1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日2.5万～7.5万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円 [時短かつ酒類不提供に応じた場合] 1施設(店舗)につき、時短要請に応じた日数 ^{※1} × ●売上高方式(中小企業) 売上高に応じて1日3万～10万円 ●売上高減少額方式(大企業等 ^{※2}) 売上高減少額に応じて1日最大20万円

※1 定休日等の店休日を除く

※2 中小企業においても売上高減少額方式を選択可

※3 酒類・カラオケ設備を提供しない場合、時短営業を要請

(表 18) 大規模施設等への協力金の内容

期別	要請期間等	対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額
第1期	令和3.4.25 ～令和3.5.11	緊急事態宣言 京都府 全域	[特定大規模施設 ^{※1}] 施設の休止 [イベント関連施設、非 飲食業カラオケ店] 施設の休止、無観客 開催(イベント開催の場 合)	[特定大規模施設運営 事業者] 令和3.6.28 ～7.19 [テナント事業 者、映画配 給事業者、 非飲食業カ ラオケ事業者] 令和3.6.28 ～8.2	[特定大規模施設運営事業者 ^{※2}] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満 は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日 ×営業時間短縮割合を加算 ・要請に応じたテナント店舗等数×2千 円/日×営業時間短縮割合 ^{※3} ・要請に応じた特定百貨店店舗数× 2万円/日×営業時間短縮割合 ^{※4} [テナント事業者] ・店舗面積200㎡未満は2万円/日× 営業時間短縮割合 ・200㎡以降、100㎡毎に2万円/日 ×営業時間短縮割合を加算 [映画館運営事業者] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満 は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日 ×営業時間短縮割合を加算 ・常設スクリーン数×2万円/日×上映 回数短縮割合 [映画配給事業者] ・配給作品数(上映予定スクリーン毎)× 2万円/日×上映回数短縮割合 [非飲食業カラオケ事業者] ・2万円/日
	令和3.5.12 ～令和3.5.31		[特定大規模施設 ^{※1}] ・土日の休業、平日 の時短(5時～20時) ・21時までの時短(映 画館等) [イベント関連施設] ・イベント開催の場合 21時までの時短、人 数上限5千人かつ収 容率50%以内 ・イベント開催以外の 場合 20時までの時短 [非飲食業カラオケ店] 施設の休止		
	令和3.6.1 ～令和3.6.20		[特定大規模施設 ^{※1}] ・土日の休業(屋内運 動施設は20時までの 時短)、平日の時短(5 時～20時) ・21時までの時短(映 画館等) [イベント関連施設] ・イベント開催の場合 21時までの時短、人 数上限5千人かつ収 容率50%以内 ・イベント開催以外の 場合 20時までの時短 [非飲食業カラオケ店] 施設の休止		

期別	要請期間等	対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額
第2期	令和3.6.21 ～令和3.7.11	まん延防止等重点措置 京都市	[特定大規模施設※1] 時短(5時～20時)、 21時までの時短(映画館等) [イベント関連施設] ・イベント開催の場合 21時までの時短、人数上限5千人かつ収容率50%以内 ・イベント開催以外の場合 20時までの時短	[特定大規模施設運営事業者] 令和3.7.15～8.5 [テナント事業者、映画配給事業者] 令和3.7.15～8.19	[特定大規模施設運営事業者※2] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日×営業時間短縮割合を加算 ・要請に応じたテナント店舗等数×2千円/日×営業時間短縮割合※3 ・要請に応じた特定百貨店店舗数×2万円/日×営業時間短縮割合※4 [テナント事業者] ・店舗面積200㎡未満は2万円/日×営業時間短縮割合 ・200㎡以降、100㎡毎に2万円/日×営業時間短縮割合を加算 [映画館運営事業者] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日×営業時間短縮割合を加算 ・常設スクリーン数×2万円/日×上映回数短縮割合 [映画配給事業者] ・上映予定スクリーン毎に2万円/日×上映回数短縮割合
第3期	令和3.8.2 ～令和3.8.19	まん延防止等重点措置 京都市及び山城・乙訓地域の市(令和3.8.17～)	[特定大規模施設※1] ・時短(5時～20時) ・21時までの時短(映画館等) [イベント関連施設] ・イベント開催の場合 21時までの時短、人数上限5千人かつ収容率50%以内 ・イベント開催以外の場合 20時までの時短	[特定大規模施設運営事業者] 令和3.9.22～10.13 [テナント事業者、非飲食業カラオケ事業者、映画配給事業者] 令和3.9.22～10.27	[特定大規模施設運営事業者※2] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日×営業時間短縮割合を加算 ・要請に応じたテナント店舗等数×2千円/日×営業時間短縮割合※3 ・要請に応じた特定百貨店店舗数×2万円/日×営業時間短縮割合※4 [テナント事業者] ・店舗面積200㎡未満は2万円/日×営業時間短縮割合 ・200㎡以降、100㎡毎に2万円/日×営業時間短縮割合を加算 [映画館運営事業者] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日×営業時間短縮割合を加算 ・常設スクリーン数×2万円/日×上映回数短縮割合 [映画配給事業者] ・上映予定スクリーン毎に2万円/日×上映回数短縮割合 [非飲食業カラオケ事業者] ・2万円/日
	令和3.8.20 ～令和3.9.12	緊急事態宣言 京都府全域	[特定大規模施設※1] ・時短(5時～20時) ・21時までの時短(映画館等) [イベント関連施設] ・イベント開催の場合 21時までの時短、人数上限5千人かつ収容率50%以内 ・イベント開催以外の場合 20時までの時短 [非飲食業カラオケ店]施設の休止		

期別	要請期間等	対象地域	要請内容	申請受付期間	支給額
第4期	令和3.9.13 ～令和3.9.30	緊急事態宣言 京都府 全域	[特定大規模施設※1] ・時短(5時～20時) ・21時までの時短(映画館等) [イベント関連施設] ・イベント開催の場合 21時までの時短、人数上限5千人かつ収容率50%以内 ・イベント開催以外の場合 20時までの時短 [非飲食業カラオケ店] 施設の休止	[特定大規模施設運営事業者] 令和3.10.11～11.1 [テナント事業者、非飲食業カラオケ事業者、映画配給事業者] 令和3.10.11～11.15	[特定大規模施設運営事業者※2] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日×営業時間短縮割合を加算 ・要請に応じたテナント店舗等数×2千円/日×営業時間短縮割合※3 ・要請に応じた特定百貨店店舗数×2万円/日×営業時間短縮割合※4 [テナント事業者] ・店舗面積200㎡未満は2万円/日×営業時間短縮割合 ・200㎡以降、100㎡毎に2万円/日×営業時間短縮割合を加算 [映画館運営事業者] ・自己利用部分協力面積2千㎡未満は20万円/日×営業時間短縮割合 ・2千㎡以降、1千㎡毎に20万円/日×営業時間短縮割合を加算 ・常設スクリーン数×2万円/日×上映回数短縮割合 [映画配給事業者] ・上映予定スクリーン毎に2万円/日×上映回数短縮割合 [非飲食業カラオケ事業者] ・2万円/日

※1 多数の者が利用する特定の用途に供され、建築物の床面積の合計が1千㎡を超える施設

※2 映画館運営事業者を除く

※3 要請に応じたテナント店舗及び特定百貨店店舗数が10以上存在する場合に支給

※4 要請に応じた特定百貨店店舗を有する施設に支給

ウ 監査結果

(ア) 制度設計

本事業については、飲食店等及び大規模施設等に対して時短・休業要請の内容に応じて協力金を支給するものであり、それぞれの申請期毎に支給要件、支給額、申請期間・申請方法等を定めた支給要項を作成していた。

また、協力金に関する制度概要、申請書の記入方法、支給時期等に関する問合せ等への対応や申請書に不備があった場合の補正等について案内を行うため、時短要請開始翌日の令和2年12月22日にコールセンターを設置し、その後の時短営業等の要請状況に応じ、8回線から18回線に対応しており、大規模施設等に対する協力金受付の際には、飲食店等に対する協力金とは別に同様のコールセンターを設置していた。

広報については、各期の申請受付開始前に記者発表を行い、府ホームページに協力金申請ページを掲載するとともに、支給要項・申請書を、府内各市・区役所、各広域振興局・府税事務所、各商工会議所、各商工会、各観光協会等に配布を行

っていた。その他、新聞広告やラジオ広告、府 SNS 等を通じての PR や協力金の受給実績を有する事業者へのメールによる案内等、各種ツールを活用した制度周知に努めていた。

(イ) 協力金に係る業務委託

協力金の支給にあたっては、問合せへの対応や申請書類の事務処理等の業務を一体的に実施することにより、業務の進捗管理や各種業務間の調整を円滑に進め、協力金の支給を速やかに行うため、協力金支給に係る関係業務（総合管理業務、コールセンター運営業務、支給要項・申請様式の印刷・発送、申請受付・審査、給付決定通知の印刷・発送等）について、一括して外部委託を行っていた。

契約相手方の選定では、協力金を迅速に支給する必要があったことから、同種の業務について府と契約実績のある業者（2 者）から見積書を徴取（1 者は見積書提出を辞退）の上、随意契約を締結していた。

契約金額については、協力金の支給時期毎に変更契約を行いながら増額し、第 1 期から第 20 期までの最終契約金額は 2,613,797,304 円であった。

委託契約締結に伴う個人情報の取扱いについては、京都府個人情報保護条例（個人情報の保護に関する法律の改正により、令和 5 年 4 月 1 日付けで廃止）第 10 条第 1 項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるよう、契約書・業務仕様書に明記しており、業務システムのログイン時には ID 及びパスワードの入力を求めているほか、PC ログの管理による情報漏洩の予防等、業務従事者に対する安全確保措置も講じられていた。

加えて、令和 4 年度の契約においては、業務従事者に対して個人情報の取扱いの注意点を周知徹底するため、個人情報取扱マニュアルの作成・府への提出を業務仕様書に追記する等、個人情報保護の更なる徹底が図られていた。

また、業務完了後には、受託者から、契約書及び業務仕様書の規定に基づく「データ廃棄報告書」（廃棄データの内容、廃棄日時、廃棄方法を記載）が提出されており、個人情報について適正な取扱いが行われていた。

(ウ) 協力金支給の迅速化に向けた取組

a 飲食店等に対する協力金

飲食店等に対する協力金は、第 1 期から第 20 期まで実施しており、同一事業者が複数期にわたり申請を行うケースが多くみられたことから、申請店舗毎に個別 ID を設定し、店舗情報、口座情報等の再入力の手間を省くとともに、過去データの参照による審査処理の迅速化や過去申請時と同一資料の省略化を図っていた。

事務局は、当初 50 名体制でスタートしたが、早期支給に対応するため、審査処理件数の増加に伴う追加要員の確保に努め、最大で 330 名体制とする等、処理件数に応じた要員の確保に柔軟に対応していた。

また、審査実施に係るチェックポイントをまとめた審査マニュアル（Web 申請用・郵送申請用）を申請期毎に作成の上、研修を実施し、スキルの向上を図るとともに、毎日、朝礼、終礼の実施時に確認事項を徹底する等、事務局スタッフ間の情報共有を図っていた。

更に、時短・休業要請後直ちに、Q&A や支給対象となるか否かを確認することができるフローチャート等を府ホームページに掲載し、申請の入口段階での対策を講じるとともに、経験者の継続雇用によるスムーズな審査の実施等、協力金の迅速な支給に向けて様々な工夫を講じていた。

b 大規模施設等に対する協力金

施設内テナント（特定百貨店店舗）が多い百貨店に対して、個別訪問による制度説明、申請方法等の調整を行うことにより、申請が円滑に行われるよう努めていた。

また、支給要項において、対象施設の一覧表や支給要件に該当するか否かの確認ができるフローチャートを掲載するとともに、説明動画を作成・配信する等、わかりやすい制度周知に取り組んだほか、飲食店に対する協力金とは別にコールセンター、審査・支給体制を構築し、短期間で支給を完了していた（申請受付を令和 3 年 11 月中旬に終了後、12 月中に支給完了）。

(エ) 不正請求防止対策等

不正請求防止対策として、「悪質な不正行為に対しては、事業者名等を公表し、刑事告訴する」旨を支給要項に明記するとともに、申請時には誓約書（申請書類の不正等が発覚した場合、協力金を返還する等を記載）の提出を義務付けるといった申請の入口段階での対策を行っていた。

また、審査においても、チェックシートにより各案件について 3 回審査を行い、疑義が生じた場合には申請者への聴き取りを行ったほか、支給要件である時短営業や感染防止対策の実施状況等について現地調査を行う等、適切に対応していた。

(オ) 債権管理

当該協力金は、同一事業者により複数期にわたり申請が行われるケースが多かったことから、審査の迅速化・効率化を図るために個別 ID を設定し、過去の申請内容や審査記録等をデータ化・可視化していたが、それが結果として、過大支給の発見につながっていた。例えば、申請内容を同一事業者からの過去の申請

と比較したところ、定休日や営業時間の齟齬が判明する等、過大支給の防止に向け、過去の記録を容易に検索できるシステムを有効に活用していた。

エ 所見

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業等の要請に協力された事業者に対する給付金・協力金については、できる限り速やかに事業者に届けることを最優先として、早期給付を実現するための様々な取組が行われており、特に制度開始当初はあらゆることが手探り状態であったと推測されるが、その中で状況に応じて真摯に対応していたことが窺えた。

給付金と同様、協力金についても、飲食店等向けのコールセンターに加え、大規模施設等向けの協力金支給時には大規模施設等専用のコールセンターも併せて設置し、協力金の申請手続等に関する問合せに対応したほか、支給対象となるか否かを確認することができるフローチャートを作成する等、申請の入口段階での対策が講じられていた。

受付・審査体制についても、受付件数の増加に応じて適宜増員を行う等、要員の確保に努めるとともに、審査実施に係るチェックポイントをまとめた審査マニュアルの申請期毎の作成やスキル向上のための研修の実施、朝礼・終礼時における確認事項の徹底によるスタッフ間の情報共有等の取組が行われていた。

本協力金については、時短・休業要請期間毎に複数期にわたって支給が行われたことから、審査の迅速化・効率化を図るために個別IDを設定し、同一申請者の過去の申請内容や審査記録等をデータ化・可視化しており、過去申請時と同一資料の省略化による審査処理の迅速化や過大支給の防止につなげていた。

また、委託契約における個人情報保護に関する取組については、業務システムログイン時のID・パスワードの設定やPCログの管理による業務従事者による情報漏洩の予防、業務従事者への個人情報取扱いを徹底するための個人情報取扱マニュアルの作成による安全確保措置のほか、業務完了後には受託者から廃棄データの内容、廃棄日時、廃棄方法を記載した「データ破棄報告書」が提出されており、適正な取扱いが確保されていた。

今回の給付金・協力金においては、早期支給に向けての課題に対応するための様々な取組が行われていたが、今後同様の事態が発生した場合には、更に速やかな支給が求められることが想定されることから、今回得られたデータやノウハウを有効に活用していくことが期待される。

4 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度（令和3～4年度）

（1）着眼点

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度は、府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店を認証することにより、飲食店営業者と利用者の双方にとって安心・安全な環境づくりを進め、感染防止と社会経済活動の両立を実現するための制度である。

認証を受けた飲食店に対しては、様々なインセンティブ等が提供された。

本事業は、ひとつの事業で飲食店における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の推進を同時に実現することを目指しているものであり、本監査では、事業が効果を発揮するために迅速かつ公平に行われているか、法令等に適合して行われているか等に着眼し、次の点の監査を行った。

ア 認証基準

イ 個人情報の取扱い

ウ 認証及び訪問調査

エ 見回り

（2）事業概要

本認証制度は、京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度事務局を令和3年7月19日に開設、府が38項目にわたる認証基準を示したうえで、同月21日から申請受付を開始した。取組から認証までの流れは時系列で、

- ① 認証基準の確認、感染防止対策の実施
- ② 認証申請、訪問調査の予約
- ③ 調査員による訪問調査
- ④ 認証ステッカーの受取り、掲示

であった。

ア 要請

認証店についての要請は、表 19 のとおりであった。

(表19) 要請内容

期間	認証店	認証店以外の 飲食店
R3. 10. 1～21 (感染リスクを低減 するための取組) ※京都市、山城・乙訓地域	営業時間 5時～ <u>21時</u> 酒類提供 11時～ <u>20時30分</u>	営業時間 5時～ <u>20時</u> 酒類提供 11時～ <u>19時30分</u>
R4. 1. 27～3. 21 (まん延防止等重点 措置等)	営業時間 5時～21時 酒類提供 11時～20時30分 ただし、下記の対応も可能 営業時間 5時～20時 酒類提供 行わない	営業時間 5時～20時 酒類提供 行わない

イ インセンティブ措置

主なインセンティブ措置は、表 20 のとおりであった。

(表20) 主なインセンティブ措置

応援金等

申請期間	応援金額	要件
R3. 11. 25 ～ R4. 1. 17	5万円/認証店	感染拡大防止対策を向上 させる取組を行う認証店

キャンペーン等への参加

京都Go To Eat キャンペーン(R3. 12. 1～認証店のみ)
安心・安全な京の飲食店応援クーポン(R3. 10. 12～)
きょうと魅力再発見旅プロジェクト(R3. 10. 22～)
ワクチン・検査パッケージ(R3. 12. 17～)
平日の京都へ！おこしやすキャンペーン(R4. 1. 17～)

その他

京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証店店舗検索システム 認証店の店舗検索システムの運用開始(R3. 12. 24)

ウ 実施体制（業務委託）

緊急的な対応が求められる中、認証事務の早急な着手及び短期集中的な調査を実施するため、既に人員体制が整っており、かつ類似業務の請負実績のある事業者を選定し、業務委託により、認証基準の適合状況の調査に係る準備、訪問調査、調査関係書類の作成、データ集計や問合せへの対応等を実施した。

（３） 監査結果

ア 認証基準

認証基準は、表 21 のとおり制度創設時に国が示す基準案等を踏まえ、公衆衛生の専門家、弁護士、飲食店・業界団体、京都市等の意見を取り入れ作成、その後、表 22 のとおり感染状況や社会状況の変化による国基準案の改正等を踏まえ、公衆衛生の専門家等に確認のうえ、適時改正（R3. 12. 22、R5. 1. 14、R5. 3. 13）していた。

(表21) 京都市新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 認証基準 ※当初

1. 来店者の感染症予防	
(1) 入店・注文・支払い時	
1	入口にマスクを着用して入店するよう表示する。また、発熱(37.5度以上が平熱より1度以上)あるいは平熱でも風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある者は入店しないよう表示する。
2	入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
3	順番待ち等により列が発生する場合は、1m以上来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
4	レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。なお、現金等の受け渡し後には手指消毒を行う。
(2) 食事・店内利用時	
5	飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知する。
6	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
7	テーブル間の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①テーブルの間は、相互に対人距離が1m以上確保できるよう配置する。 ②テーブルの間を、アクリル板(高さは床から1.4m程度・着座時目を覆う程度以上のものを目安)、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。
8	同一テーブルでの席の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①真正面での着座配置をしない。また、座席の間隔を1m以上確保する。 ②テーブル上にアクリル板等(高さは床から1.4m程度・着座時目を覆う程度以上のものを目安)を設置して遮蔽する。
9	カウンターテーブルでの席の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①座席の間隔を1m以上確保する。 ②カウンターテーブル上にアクリル板等(高さは床から1.4m程度・着座時目を覆う程度以上のものを目安)を設置して遮蔽する。
10	滞在時間の制限(2時間程度)及び同一グループの同一テーブルへの入店案内の制限(原則4人以内)を行い、同時に多数の人が集まらないようにする。
11	料理は大皿での提供は避け、個々に提供する。鍋料理や盛り合わせ料理などを提供する場合は、従業員が取り分けるなど工夫する。
12	ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーでは、以下のいずれかを満たす。 ①利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び取り分け用のトングや箸を共有としないことを徹底する。 ②料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。
13	卓上には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにする。撤去が難しい場合は、客が入れ替わるタイミングで、消毒や交換を行う。
14	お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるよう掲示物等により注意喚起を行う。
15	店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるよう掲示物等により注意喚起を行う。
16	トイレの蓋を開けて汚物を流すように表示する。
17	トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
18	喫煙スペースがある場合は、3つの密を避けるよう、一度に利用する人数を制限し、人と人との距離を保つこと、会話をしないことを掲示物等により注意喚起を行う。
2. 従業員の感染症予防	
19	常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。また、大声での会話を避ける。
20	出勤前に検温・体調確認を行い、発熱や風邪の症状等体調に異常がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、勤務の可否等の判断を仰ぐ。店舗責任者は、従業員が発熱(37.5度以上が平熱より1度以上)あるいは平熱でも風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合は、店舗で勤務しないように指示する。
21	感染した、もしくは感染疑いのある者、濃厚接触者として判断された者の就業は保健所の助言・指示等に従う。
22	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
23	利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。
24	休憩スペースや更衣室では、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。また、定期的に換気・清掃する。
25	従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。
3. 施設・設備の衛生管理の徹底	
26	【建築物衛生法の対象施設】 法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
27	【建築物衛生法の対象外施設】以下のいずれかを満たす。 ①窓の開放による換気の場合は、1時間当たりの換気回数を2回以上確保するため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開け、サーキュレーターを用いる)するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。 ②換気設備による換気の場合は、必要換気量(一人あたり毎時30m ³)を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ③CO ₂ センサーを用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(目安1,000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整する。
28	湿度40%以上を目安として、適度に加湿する。
29	トイレの共用のタオルは使用を中止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。 ハンドドライヤーを使用する場合は、本基準の26又は27に基づき、十分な換気を行う。
30	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、市販の界面活性剤含有の洗浄剤を用いて、利用者が入替時など定期的に清拭消毒する。
31	ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、必ず手を洗う。
32	食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理する。
4. チェックリストの作成・公表	
33	各施設・事業者は、施設内のリスク評価をしたうえで、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成するとともに、当該チェックリストによる毎日の確認について公表する。
5. 感染者発生に備えた対処方針	
34	施設の従業員の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
35	保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設を媒介とした感染拡大を防止する対策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
36	従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えること、日々の行動を記録し、保健所が行う積極的疫学調査時等に協力できるようにしておくことなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供する。
37	感染リスクの早期把握のため、国、京都府又は京都市が提供する濃厚接触通知アプリ等の利用をルール化しない奨励する。

38	感染防止対策に必要な物資（消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配しておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくよう努める（ローリングストック）。
----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(表22) 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度 認証基準 ※R5.3.13から適用

1. 来店者の感染症予防	
(1) 入店・注文・支払い時	
1	発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入店しないよう表示する。
2	入口に消毒設備を設置し、入店時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
3	順番待ち等により列が発生する場合は、来店者同士が触れ合わない程度の間隔を確保するよう誘導・表示などを行う。
4	レジ等での会計時における現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
(2) 食事・店内利用時	
5	こまめな手洗い・手指消毒を掲示物等で周知する。
6	咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
7	テーブル間の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①テーブルの間は、相互に対人距離が1m以上確保できるよう配置する。 ②テーブルの間を、パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽できるようにする。
8	同一テーブルでの席の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①真正面での着座配置をしないなど、座席の間隔を1m以上確保する。 ②テーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽できるようにする。 ※いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
9	カウンターテーブルの席の配置については、以下のいずれかを満たす。 ①座席の間隔を1m以上確保する。 ②カウンターテーブル上にパーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)を設置して遮蔽できるようにする。 ※いずれにおいても少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。
10	ビュッフェやサラダバー及びドリンクバーでは、以下のいずれかを満たす。 ①一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用のトングや箸を共用とする場合は、手指の消毒を徹底する。 ②料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。
11	卓上に共用調味料、ポット等を置く場合、これらを適時消毒する。
12	回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使いまわしは避けるよう掲示物等により注意喚起を行う。
13	大声での会話を避けるよう掲示物等により注意喚起を行う。また、必要に応じ、店内BGMの音量を低減する。
14	待合席や喫煙スペース等の店内の一角所に利用者が集まるなど、3つの密が発生しないよう留意する。
2. 従業員の感染症予防	
15	大声を出さないことを徹底する。
16	出勤前に検温・体調確認を行う。発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤しないよう呼びかける。
17	感染した、もしくは感染疑いのある従業員が出勤しないよう徹底する。
18	定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
19	休憩スペースや更衣室では、一度に休憩する人数を減らすなど、密集を回避する。また、室内を定期的に換気・清掃し、共用する物品は定期的に消毒する。
20	従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。
3. 施設・設備の衛生管理の徹底	
21	【建築物衛生法の対象施設】法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしているか確認し、満たしていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
22	【建築物衛生法の対象外施設】以下のいずれかを満たす。 ①窓の開放による換気の場合は、適切な換気量の確保のため30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開け、サーキュレーターを用いる)するなどして十分な換気を行う。また、換気のため窓やドアを開放している旨利用者に周知し、協力を要請する。 ②換気設備による換気の場合は、必要換気量(一人あたり毎時30m ³)を確保すること。必要換気量が足りない場合は、入店者数を調整して一人あたりの必要換気量を確保するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。 ③CO2センサーを用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準(目安1,000ppm)を超えないように換気や収容人数を調整する。
23	湿度40%以上70%以下を目安として、適度に加湿する。
24	共通のタオルを使用しないこと。
25	他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時清拭消毒する。
26	食品残さ、鼻水、唾液などが付着した可能性のあるゴミ、おしぼり等は、ビニール袋に密閉して処理し、作業後に手を洗う。
4. 感染者発生に備えた対処方針	
27	施設の従業員又は利用者の感染が判明し、保健所の指示・調査等がなされた際は、必要な対応・協力を行う。また、当該施設において感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
28	感染疑い時などに検査を受けた際は、結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を従業員に周知する。
29	感染防止対策に必要な物資の一覧表(リスト)を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配しておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくよう努める(ローリングストック)。

イ 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、契約書上に遵守事項等を定めていたが、令和3年8月に個人情報の一部含まれた貸与備品・書類を調査員が京都市内の施設で一時的に置き忘れるという事案が発生した。なお、府に対しては受託者から速やかに報告がなされ、貸与備品・書類は全て揃っている状態で、第三者に漏洩等することなく、同日・同施設において早期に発見・回収している。

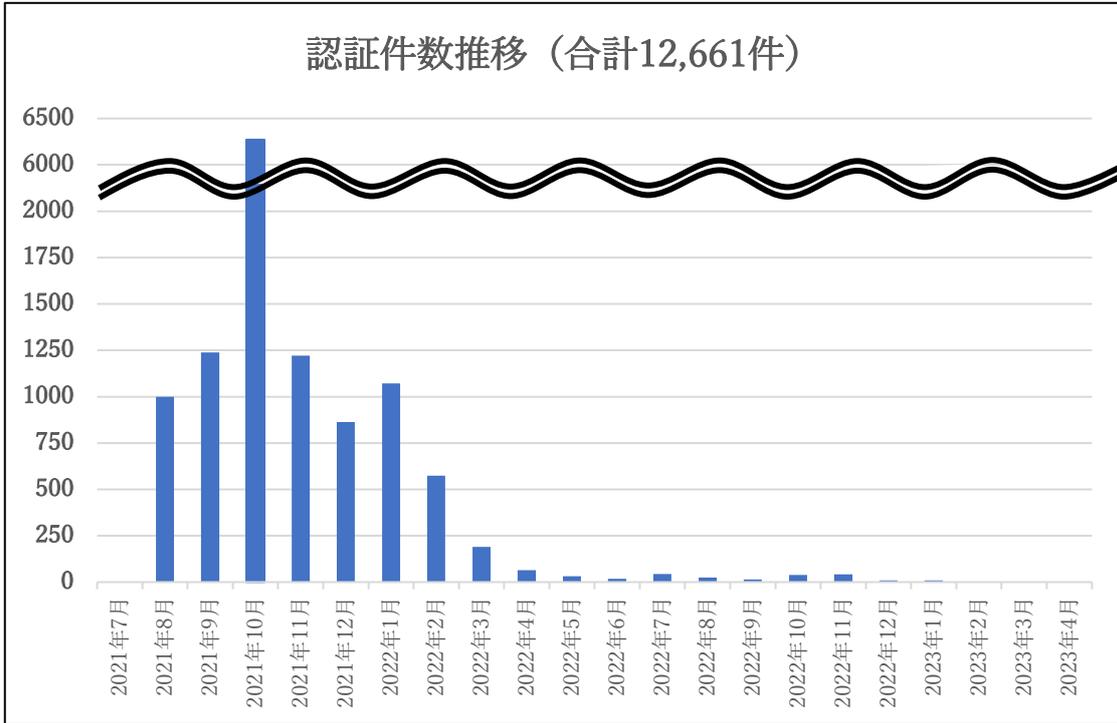
府では、翌日に受託者から正式な報告を受け、「調査前のブリーフィング時にリスク管理について徹底指導」、「貸与備品・書類を見直し、極力、個人情報携帯の減」、「移動時には交通機関内の網棚等には置かないことの徹底」、「隙間時間は次の店舗に向かい、付近で待機することの徹底」等の再発防止策を実施し、その後、同様の事案の発生は生じなかった。

ウ 認証及び訪問調査

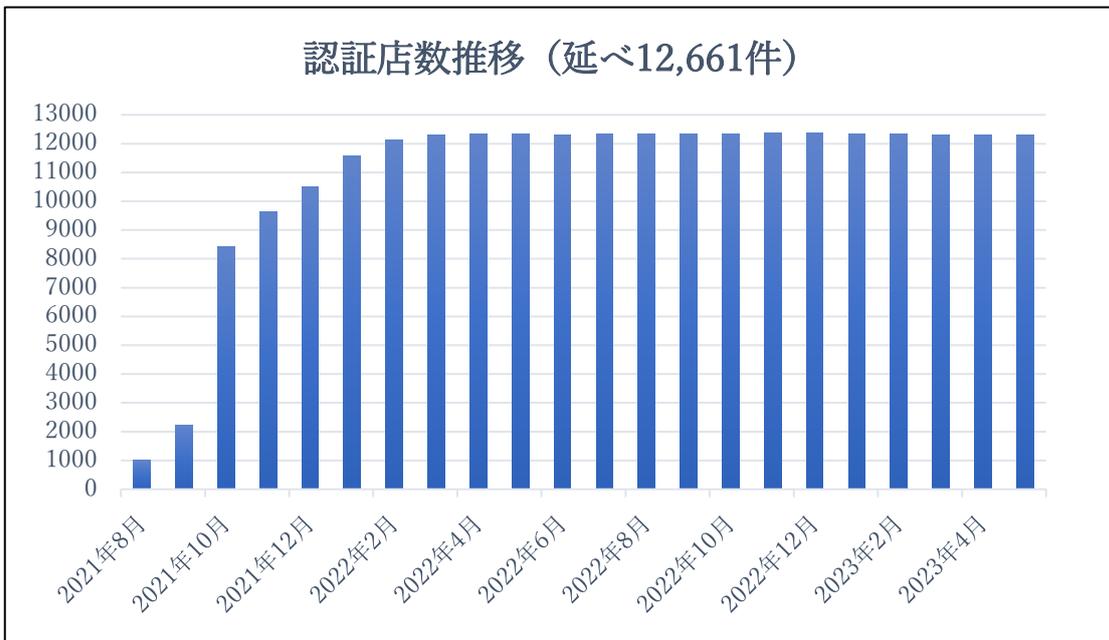
認証された飲食店数は、12,661 店に上り、業務日報等で認証に係る申請、訪問調査及び認証ステッカー発送数等を調査した。月毎の認証件数の推移と認証店数の推移は、図9及び図10のとおりである。令和3年度内の認証数は、12,363 件に達し、総認証数の約98%が令和3年度内の認証となっていた。

その中で、令和3年10月1日からを実施期間として、京都市、山城・乙訓地域を対象に認証店と認証店以外の飲食店で営業時間及び酒類提供時間に差を設けた要請を行った。この要請の発表が実施3日前の9月28日であったことから、要請発表翌日から実施日までの3日間が申請のピークとなり、この3日間で申請数全体の約4分の1を占めた。

そのため、9月末から10月初旬には、審査、認証業務がひっ迫し、「訪問調査の予約枠が取れない」等の苦情も多かったが、再委託等による調査人員の増員等により体制強化を図り、訪問調査予約枠を増枠すること等により解消され、10月中には6,000件を超える認証を行うことができた。その後も、小さなピークがあったが、柔軟な人員配置により調査数を増やすこと等で早期に解消を図る等、可能な限り迅速に認証事務を行っていた。



(図 9) 月毎の認証件数の推移



(図 10) 認証店数の推移

エ 見回り

認証取得後の感染防止対策の実施状況を確認するために、国の通知に基づき、認証店の見回りを令和3年11月16日から実施した。

業務日報等により見回り数及び結果等を調査したところ、見回り実績としては、表23のとおりであった。

見回り時においては「不備有」や「営業時間外」等といった認証店も多く、すべての項目について「不備無」の認証店は比較的少なかった。認証店に対する見回りについて、まずは全ての認証店を年1回見回ることを国から求められており、見回りでは認証基準項目の順守状況を確認するとともに、不備があればその場で指導を行っていた。令和4年12月13日の国事務連絡により、必要と判断した店舗に対し、適時見回りと変更され、見回り後の再指導は可能な範囲で行うこととしていた。

なお、令和4年度見回り件数は12,697件（最終認証店12,661件）に上り、ほぼ全ての認証店規模を超える見回りを実施していた。

（表23）認証店の見回り実績

年度	見回り件数
令和3年度	5,981件
令和4年度	12,697件

（4） 所見

「ア 認証基準」については、国の基準に基づいて府が定めた新型コロナウイルス感染症防止対策のために、専門家等の意見を取り入れつつ、府独自の項目も含めて38項目にわたる基準を定め、高度な運用を行っていた。運用開始後も、国の基準改正や感染状況や社会状況の変化に応じて、専門家等の意見を踏まえ、迅速に認証基準の改正を行っていた。

「イ 個人情報の取扱い」については、個人情報の一部含まれた書類等を調査員が一時的に置き忘れる事案が発生した。このような案件が発生したことは、適切な事務処理が徹底されていなかったと言わざるを得ない。ただし、発生自体に課題はあるが、当日中に府まで報告（速報）がされ、翌日から再発防止策を講じ、その後は同様の事案発生は認められないことから、事後対応については迅速になされたといえる。

「ウ 認証及び訪問調査」については、令和3年10月に府からの要請が急に決定された際は、問合せや申請が、一時期に集中し、申請者からは、「もう少し早く要請等の情報を出してほしい」、「準備ができない」、「コールセンターに電話が繋がらない」といった意見・苦情が多く見受けられた。新たな要請に係る申請受付については、可能な限り発表から一定期間、申請者の準備期間を設ける等、一定配慮や丁寧な説明が必要であったと思料する。

ただ、こうした申請者から出る意見・苦情を真摯に受け止め、調査人員の増員等を図る等、訪問調査数を大幅に増やすこと等により、約1箇月でひっ迫等は解消された。その後も大きく遅滞することなく、迅速に認証を行っていた。

「エ 見回り」については、1年で全ての認証店を見回ることを国から求められ、見回りで認証基準項目の順守状況を確認するとともに、不備があればその場で指導を行っていたが、不備のある認証店に対して、一律に見回り後の再指導は行えていなかった。国の通知を踏まえた対応であったものの、見回り結果が「不備なし」の店舗からすれば不公平とも捉えられ、感染拡大防止のためには、認証後も、認証基準等をしっかり守っていただく必要があることから、見回り結果及び再指導結果には一部課題が認められた。

今回監査を実施した本制度、事業実施に係る事務の範囲においては、一部課題はあったものの、事業の実施により、当時期待されていた効果を一定発揮されたといえる。将来、新たな感染症の発生等、同様の事態が発生することに備え、より迅速かつ適正な実施ができるよう、今後の事務の改善につなげられたい。

5 京都府の特色のある事業

(1) 安心・安全な妊婦出産確保事業

ア 着眼点

本事業は、新型コロナウイルスに対する感染の有無を出産前に確認するPCR検査費用の助成について、京都府・京都市が府市協調事業として、令和2年から行った補助事業である。分娩に係る院内感染の防止と妊婦の不安軽減につながる、全国に先行して開始した取組である。

本監査では、安心・安全な出産を求める府民のニーズをとらえ迅速に的確に事業が実施できたか、多くの妊婦がPCR検査を受けられる制度であるかに着目して監査を行った。

イ 事業概要

本事業による支援内容及び実績は表24及び表25のとおりである。

(表24) 補助金の概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府内（京都市を除く^{※1}）に居住する概ね38週^{※2}の妊婦で、出産前に医療機関において新型コロナウイルスの感染を確認するためのPCR検査等を受けた方^{※3} <p>※1 京都市在住の方は、本事業に相当する事業を京都市が実施 ※2 検査の時期は、母体及び胎児の状態から、医師等の判断により前後する。なお分娩時に、新生児等への感染拡大を防ぐ観点から、分娩が近い時期に実施することが望ましい。 ※3 他府県から京都府内（京都市除く）に里帰りしている場合を含む。</p>
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査料 ・検体検査判断料のうち微生物的検査判断料 ・鼻腔・咽頭拭い液採取 ・抗原検査料 <p>ただし、初診料及び再診料は除く。 妊婦1人当たり1回の妊娠につき1回限りの助成とする。</p>
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等1回当たり9,000円（※令和4年度まで1回当たり20,000円） <p>ただし、9,000円（※令和4年度まで20,000円）に満たないときは、その額を上限とする。</p>

※令和2年4月10日以後、令和5年9月30日までの検査実施分が対象

※都道府県等に対する国庫補助制度では、創設当時（令和2年度）は国庫補助率10/10、令和3年度から補助率1/2となっている。また、令和5年度から国庫補助の基準額が9,000円に変更されたことを踏まえ、府の補助制度においても補助上限額を9,000円に引き下げた。

(表 25) 助成実績

年 度	助成件数
令和 2 年度	2,028 件
令和 3 年度	3,158 件
令和 4 年度	3,157 件

ウ 監査結果

(ア) 経過

コロナ禍において、院内感染の発生は、当該医療機関の入院・外来機能の制限につながることから、京都府では緊急手術の際の無症状患者へのPCR検査費用の公費負担、保険適用について、国に先行して令和2年4月補正予算に盛り込んだ。一方、通常の分娩については保険適用がされないため、出産前のPCR検査費用の公費負担については、国においても認められていなかった。

妊婦が無症状陽性者であった場合には、分娩時の荒い呼吸により医師、助産師、新生児等へ感染するリスクが高く、他の妊産婦の出産や入院にも影響を及ぼすことから、全国的にも「出産前のPCR検査を公費で」という声は強く、府においては、京都市内の産婦人科病院において独自に令和2年4月17日から、出産前の妊婦に対してコロナ感染の症状の有無に関わらずPCR検査を開始（妊婦の全額自己負担）したところもあり、令和2年4月24日に京都府医師会と京都産婦人科医会から府と京都市に対し、出産前妊婦に対する新型コロナウイルスPCR検査について要望書が提出された。

また、令和2年4月30日の全国知事会の「新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言」に、妊婦の分娩前のPCR検査について症状に関わらず保険適用又は公費負担とするよう提言が盛り込まれ、また、同日の参議院予算委員会においても審議された。

こうした状況を受け、府では国庫補助の創設を待たずに、希望する妊婦がPCR検査を受けられるよう公費負担を行うことを決定し、同年5月1日に記者発表（府市同時発表）を行い、同年6月10日に検査費助成の受付を開始した（令和2年4月10日以後開始したPCR検査から適用）。

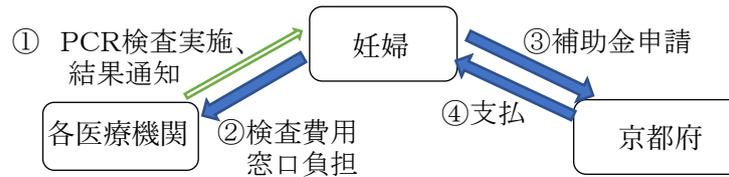
また、国においては、同年6月12日に国庫補助制度（不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検査事業）が創設され、以降府においても国庫補助を活用し本事業を実施した。

(イ) 制度設計

制度設計に当たっては、多くの妊婦が補助を受けることができるよう、心身に不安や負担の大きい妊産婦が、無理なく申請できるように配慮していた。

申請においては、検査を受けた本人からの申請だけでなく、医療機関による代理申請も可能とした（図 11）。代理申請は、医療機関が検査費用負担の立て替えをし、妊婦用申請書を取りまとめて府に申請する方法であり、妊婦にとっては、検査費用を負担することなく、医療機関への受領委任欄にチェックする等、簡単に記入できる妊婦用申請書（図 12）と本人確認書類等を医療機関に提出することで申請が可能となるよう制度設計されている。

【検査を受けた本人による申請】



【医療機関による代理申請】



(図 11) 補助金申請の流れ

京 都 府 知 事 様

申請者 _____
(記名押印又は署名)

京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付申請書

新型コロナウイルス感染症の感染について不安がある（または基礎疾患を有している）ためにウイルスの感染の有無を確認する検査を受けたので、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）及び京都府安心・安全な妊婦出産確保事業補助金交付要領第5条第1項に基づき、下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請者氏名 (PCR検査等を受ける御本人)	(ふりがな)	
申請者住所 (住民票上の住所)	〒 -	TEL: ()
里帰り先等住所 (他府県から京都府内の親族宅等へ里帰りされている方のみ記載)	〒 -	TEL: ()
かかりつけ産婦人科		
PCR検査等を受けた医療機関		
同意書 (右欄の内容を御確認の上、チェック(☑)を入れてください。)	<input type="checkbox"/> 同意します。	この補助金は、1人あたり1回の妊娠につき1回の補助であることを理解したので、京都府が、他の自治体や医療機関等に補助金等の申請状況や検査の内容等を確認する際に、本申請書及び添付資料に含まれる個人情報を利用することに、同意します。

※ 下記口欄のどちらかにチェック(☑)を入れ、必要事項を記載ください。

<input type="checkbox"/>	PCR検査等に要した費用に係る補助金の請求及び受領について、 _____に委任いたします。 _____年 月 日 _____ (申請者氏名) (記名押印又は署名)	医療機関代理申請の場合は、チェックを入れ、検査を受けた医療機関名を記入																			
	PCR検査等に要した費用を既に支払ったので、下記の振込先に入金願います。																				
<input type="checkbox"/>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="4">口座振込先</th> <th>支店</th> <th>預金</th> <th rowspan="2">□ 普通 □ 当座</th> </tr> <tr> <th>銀行</th> <th>信用金庫</th> <th>出張所</th> <th>種別</th> <th>種別</th> </tr> <tr> <td>□ 口座番号 (右詰で記入)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>□ 口座名義 (カタカナ)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	口座振込先				支店	預金	□ 普通 □ 当座	銀行	信用金庫	出張所	種別	種別	□ 口座番号 (右詰で記入)				□ 口座名義 (カタカナ)			
	口座振込先				支店	預金	□ 普通 □ 当座														
銀行	信用金庫	出張所	種別	種別																	
□ 口座番号 (右詰で記入)				□ 口座名義 (カタカナ)																	
	<p>① 口座振込先については、原則として申請者が開設する口座を記入してください。 (申請者と異なる口座名義の場合は、別途「委任状」の提出が必要です。)</p> <p>② 口座振込を選択された場合は、「PCR検査等の実施に要した費用に係る領収書(原本)」「金融機関振込先が確認できるもの」を添付願います。</p>																				

添付書類

1. 本人の住所等が確認できるもの

(図 12) 交付申請書の様式

また、補助対象者については、里帰り出産（府外から府内の場合、府内から府外への場合のいずれも）も対象とし、より多くの妊婦が補助を受けられるように配慮している。

なお、本補助制度は、1回の妊娠につき1回限りの助成としていることから、2つの申請方法があることや、里帰り出産を認めていることで、二重払いのリスクが生じるため、これを防止する対策として、補助対象者リストでの重複チェックや、里帰りの関係自治体への個別確認等を行った。

制度の広報については、府内の市町村、各保健所、医師会、産婦人科医会及び府内の全ての産婦人科医院に対し、本制度を通知するとともに、府ホームページに補助事業の情報を掲載し、事業内容の周知に努めていた。また、事業案内チラシを、妊婦本人申請、医療機関代理申請の2パターン作成し、各医療機関に、その申請方法にあわせたチラシを配架することで、妊婦への周知を実施していた。

事業実施に当たっては、事業規模等を鑑み、Web申請を採用せず、また、受付・審査業務を外部に業務委託をすることなく本庁担当課内で行うこととした。妊婦本人からの申請の場合は、添付書類不足等の不備も多くみられたが、電話や郵送により丁寧に補正指導を行っていた。また、支出事務についても、本事業用の個別システムを新たに導入することなく、既存のシステム（統合財務システム）により口座登録から支出伝票の起票まで本庁担当課で実施していた。

エ 所見

府では、全国的な「出産前のPCR検査を公費で」という声や府内関係団体の要望等を受け、医療従事者等の院内感染を防止し、妊婦と生まれてくる子どもの安心・安全を守るため、国に先行して本事業を実施し、新型コロナ初期の令和2年度から令和4年度まで、8,343件の助成を実施することができた。

制度設計においては、コロナ禍で自身や生まれてくる子どもの健康面等に不安を抱える妊婦の負担軽減に配慮し、補助申請しやすい工夫を行い、里帰りを含む多くの妊婦が補助を受けられるように設計されていた。これに伴い生じる二重払いのリスクには関係自治体と連携し確認する等対策を講じていた。また、妊婦や医療機関からの問合せや申請書類の補正指導も個別に丁寧に実施していた。

早期に制度設計し事業を進めることができた要因の一つとして、コロナ対応で業務がひっ迫する中でも、申請受付・審査・支払事務において、外部への業務委託や新たなシステムの導入を行わず、一担当課で地道に業務を遂行したことが挙げられる。

本事業は、府民のニーズをとらえ、国に要望しつつも国庫補助制度の創設を待たずに早期に実施し、周産期医療体制の確保等とともに、妊婦の安心・安全な出産に寄与したものである。

なお、周産期医療体制の確保に当たっては、この他にも、感染拡大に伴い、総合周産期母子医療センターが中心となって地域周産期母子医療センターが連携して、コロナ禍において安心して出産に臨める体制が整えられていた。

将来、新興感染症が発生した場合にも、今回培った経験と知見を生かし、より迅速に、府民が安心・安全に出産できるよう施策を実施されたい。

(2) 「京の飲食」安全対策向上事業（令和3年度）

ア 着眼点

休業や営業時間短縮の要請等厳しい状況下にあった飲食店では効果的な換気等の対策が求められたことから、本事業は、全国で初めてとなる飲食店等のCO₂濃度のモニタリングを実施し、そのデータの分析結果を飲食店等にフィードバックすることにより、新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図ったものである。

本監査においては、多くの飲食店等が参加しやすいモニタリング事業となっているか、その分析結果を効果的に活用したのかに着眼して監査を行った。

イ 事業概要

(ア) 事業内容

a 「CO₂濃度モニタリング協力店」の公募登録（表26、27）

感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」とならないよう、施設（店舗）内のCO₂濃度を測定し、適切に換気等の措置を行い、CO₂センサーによる継続的な測定・データ提供（CO₂濃度モニタリング事業）に協力いただける飲食店等を公募し、申請のあった飲食店等を「CO₂濃度モニタリング協力店」として登録・ホームページに掲載するとともに、店舗貼付用のステッカーを交付

b CO₂濃度データ提供協力金及び機器整備補助金（表26、27）

「CO₂濃度モニタリング協力店」に対し、CO₂濃度モニタリング事業への協力金を支給するとともに、CO₂センサーや換気機器、飛沫防止装置等の整備に係る費用を補助

c 「CO₂濃度モニタリング協力店」への巡回調査（表28）

提供されたCO₂濃度データをもとに、店舗（施設）ごとの適切な感染防止対策の巡回調査を実施

d 飛沫防止・換気対策の優良事例の積極的広報（表29）

効果的な換気の方法や、換気を「見える化」させるCO₂センサーの正しい活用方法についてまとめたガイドブックを作成し、府ホームページ等で広報を実施

(表 26) 事業内容

CO ₂ 濃度モニタリング協力店登録事業	対象者	飲食店	府内において食品衛生法における飲食店・喫茶店営業の許可を受けている施設を運営する企業・団体及び個人事業主			
		商店街※ ¹	府内における商店街団体等の会員で、不特定多数の者が来店する店舗を運営する企業・団体及び個人事業主			
		ショッピングモール等※ ¹	府内における床面積 1,000 m ² を超える商業施設内のテナント施設(店舗)を運営する企業・団体及び個人事業主			
	概要		CO ₂ センサーによる継続的な測定・データ提供(CO ₂ 濃度モニタリング事業)に御協力いただける飲食店等を公募し、「CO ₂ 濃度モニタリング協力店」として登録			
	申請期間	飲食店	令和3年5月7日(金)～令和3年8月31日(火)※ ²			
商店街 ショッピングモール等		令和3年6月10日(木)～令和3年8月31日(火)※ ³				
CO ₂ 濃度モニタリング事業	対象者		「CO ₂ 濃度モニタリング協力店」の登録事業者			
			Aコース	Bコース		
	CO ₂ 濃度データ提供協力金	概要		CO ₂ センサーの測定結果を手動で記録し、定期的に報告(データは手動送信)	通信機能付きCO ₂ センサーがデータを常時測定・送信(データは自動送信)	
		対象期間		令和3年7月1日(木)～令和3年12月28日(火)※ ³ <うち3ヶ月実施>	令和3年7月1日(木)～ 令和4年2月28日(月) <準備が整い次第、すみやかに実施>	
		協力金額		3万円	5万円	
		申請期間		令和3年10月1日(金)～令和4年1月31日(月)※ ³		
	機器整備補助金	対象		CO ₂ センサー、換気機器(換気扇、換気機能付きエアコン等)、ウイルス除去機能付き空気清浄機、飛沫防止装置(アクリル板、透明ビニールカーテン等)等		
		補助率		3/4以内		
		上限額		20万円	30万円	
		申請期間	飲食店	令和3年5月7日(金)～令和3年8月31日(火)※ ²		
商店街 ショッピングモール等	令和3年6月10日(木)～令和3年8月31日(火)※ ³					

※¹ 令和3年6月に対象者を拡大し、商店街・ショッピングモールの店舗等を追加

※² 飲食店の申請期間を、令和3年6月に延長、同年7月に再延長

※³ 申請期間・対象期間を令和3年7月に延長

(表 27) 協力店への登録及び協力金等支給実績

登録店舗	2,836件	
協力金	2,737件	1,070,490千円
機器整備補助金	2,653件	334,255千円

(表 28) 巡回調査の実績

実施期間	令和 3 年 11 月 15 日 (月) ~ 令和 4 年 2 月 28 日 (月)
巡回対象	CO2 濃度モニタリング協力店 (2,836 店舗)
巡回結果	【現地巡回】 2,662 店舗 (約 94%巡回) 【メール対応】 172 店舗 【未実施】 2 店舗 (閉店のため)

(表 29) ガイドブックの発行

発行部数	20,000 部
発行日	令和 4 年 3 月 25 日 (金曜日) 下記府 HP より 3 月 18 日 (金曜日) から先行公開 http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2monitoring-data.html

(イ) 実施体制等

本事業は、効率的な事業実施やデータ収集、効果的な分析、成果の活用等のため、表 30 の業務を委託により実施

(表 30) 本事業に係る業務委託契約

委託の内容	契約期間	契約金額	契約相手方
協力金等の支給、コールセンター、巡回訪問等業務 (事務局)	令和 3 年 4 月 22 日～ 令和 4 年 3 月 31 日※	252,886,685 円 ※	A
CO2 濃度モニタリング協力店からのデータ報告に必要なシステムの開発・運用業務 (利用者用システム)	令和 3 年 5 月 18 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	11,330,000 円	B
CO2 濃度データの管理に必要なシステムの開発・運用業務 (管理者用システム)	令和 3 年 5 月 19 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	29,994,888 円	C
CO2 濃度データの分析・指導業務	令和 3 年 7 月 29 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	14,300,000 円	D
換気対策ガイドブック策定等業務	令和 3 年 12 月 24 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	1,950,000 円	E (大学)

※契約期間・支払金額は当初契約から変更契約までの最終金額を記載

「京の飲食」安全対策向上事業（CO2モニタリング事業）



(図 13) 「京の飲食」安全対策向上事業の概要図

ウ 監査結果

「CO2濃度モニタリング協力店」の募集に当たっては、多くの飲食店が参加しやすく、協力店の負担にならないよう、まず、機器メーカーに対し、CO2濃度のデータ送信機能付きCO2センサーの情報提供を依頼し、CO2濃度データを自動送信できる5機種を府推奨機器として選定し、当該推奨機器により5分ごとのCO2濃度データを収集することとした（「Bコース」）。そのほか、既にCO2センサーを所有している飲食店等も参加しやすいよう推奨機器以外のCO2センサーで定期的に測定結果を手動送信する「Aコース」を設定している。また、CO2センサーを所有していない店舗等でも当事業に参加し換気に取り組みやすいよう、CO2センサーや、飛沫防止設備、換気機器等の購入に対して補助金を交付するとともに、協力店に対してはデータ提供に係る協力金を支給することとし、多くの飲食店が当事業に参加しやすいよう、また参加を通じて換気の習慣づけを図ることができるよう制度設計していた。

2,836店から収集したビッグデータの分析は、企業（研究機関）に業務委託し、1日の時間帯によるCO2濃度の変化や同種の店舗での平均値等データの抽出・分析を実施している。更に、公衆衛生や環境測定に関する専門的な知見を有する研究者にも本事業への参加を依頼し、CO2センサーの正しい活用方法や選び方、効果的な換気方法等、飲食店の現場に合わせた具体的な実践方法をまとめることができている。飲食店の安全対策の向上という目的のもと、多くの飲食店のデータ収集に取り組む行政と、データ分析や知見をとりまとめることのできる研究者等がチームとなることで、成果をあげた好事例と言える。

冬季を迎えるにあたり、こうした分析結果をフィードバックし効果的な換気の実践を図るため、令和3年11月から、協力店に個別訪問する巡回調査を実施している。巡回調査では、個々の協力店の1日のCO2濃度の動きや、業界平均値等

のグラフを示す等、個別に分かりやすくフィードバックするとともに、各店舗の注意点や適切な換気タイミング等の助言を行っていた。

本事業のアンケート結果では、表 31 のとおり、事業参加を通じて換気に対する意識が向上し換気を行いやすくなり、巡回調査でのフィードバックにより換気への理解が深まるなど、協力店にとって、換気の実践や効果的な換気に有益な内容であったことが確認できる。

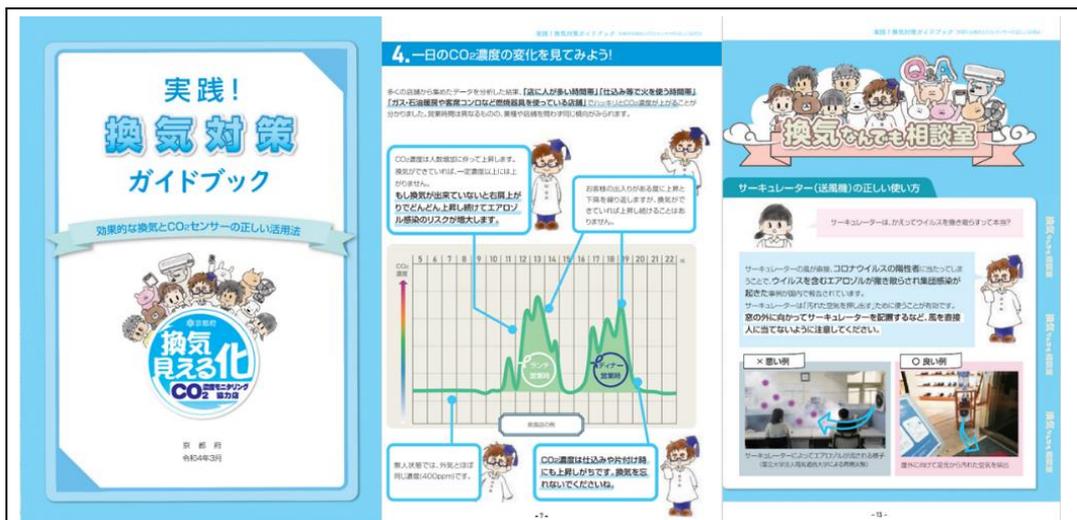
(表 31) 本事業（換気）に関するアンケート結果

◆事業参加をきっかけにした換気への意識向上	
①高まった	… 2,448 店舗 (92%)
②元々高い	… 202 店舗 (8%)
③変わらない	… 11 店舗 (0%) ※無回答 1
◆事業参加をきっかけに換気が行いやすくなったか	
①はい	… 2,200 店舗 (83%)
②元々取り組んでいた	… 420 店舗 (16%)
③いいえ・その他	… 41 店舗 (1%) ※無回答 1
◆CO ₂ センサーの導入で1日の換気時間や回数は増加したか	
①増加した	… 1,859 店舗 (70%)
②増加しなかった	… 748 店舗 (28%)
※増加しなかった理由として多いのは「すでに十分な換気を実施しているから」	
③常時換気（機械換気）のため対象外	… 54 店舗 (2%) ※無回答 1
◆巡回調査（フィードバック）により換気への理解は深まったか	
①はい	… 2,647 店舗 (99%)
②いいえ	… 14 店舗 (1%) ※無回答 1
◆CO ₂ センサーを今後も活用するか	
①はい	… 2,614 店舗 (98%)
②いいえ	… 47 店舗 (2%) ※無回答 1

(「京の飲食」安全対策向上事業 事業実績及び現地巡回調査の結果集計より一部抜粋)

また、分析結果や巡回調査で集めた協力店での好事例、意見・質問等をもとに「実践！換気対策ガイドブック—効果的な換気とCO₂センサーの正しい活用法—」(令和4年3月発行)をとりまとめた(図14)。協力店及び新たに換気対策に取り組もうとする店舗や施設への配布や、広域振興局、市町村、商工会、商工会議所等への配架を行うとともに、府ホームページへ説明動画とあわせて掲載し、広く周知している。

当ガイドブックでは、CO₂センサーで正しく測定するための注意点や、サーキュレーター、エアカーテン、パーティション等による効果的な換気対策等の情報をとりまとめ、飲食店だけでなく事業所や家庭でも活用できる具体的で分かりやすい情報を発信している。



【構成】

- (1)換気はなぜ必要？ (2) どうやって換気すればいいの？
- (3)CO2センサーってどんなもの？ (4) 1日のCO2濃度の変化を見てみよう！
- (5)CO2センサーの選び方 (6) CO2センサーはどこに置けばいいの？
- (7)店舗ならではの注意点とは！？ (8)換気なんでも相談室（Q&A）

【モニタリング協力店の声】

- アルコール消毒液の近くに置いていたら、CO2濃度がとても高く表示され「おかしいな」と思っていました。正確に測れるセンサーに買い換えました。
- センサーをビールサーバーの上に置いていたところ、CO2濃度が高くて悩んでいました。設置場所を変えたら、他の場所のセンサーと同じくらいの値になったので安心しました。

(図 14) 「実践！換気対策ガイドブック—効果的な換気とCO2センサーの正しい活用法—」の概要

更に、令和4年度には、本事業の成果を活用し、健康福祉部において、医療施設や高齢者施設等 600 箇所以上の居室を調査し、得られた知見を「エアロゾル感染対策ガイドブック」『医療施設版』及び『高齢者・障害者・障害児施設版』（令和5年3月発行）にとりまとめ、説明動画とともに府ホームページで紹介する等、事業成果を発信し広く活用を呼びかけている。

エ 所見

データ収集については、より多くの飲食店等が参加しやすく負担にならないように配慮し、設備購入補助金というインセンティブを付与することにより、2,836 店舗の協力を得ることができている。協力店においては、モニタリング調査への参加を通じて、換気対策への意識向上や実践につながり、適切な換気方法等の理解を深めることができていた。

データ分析においては、専門的な知見を有する研究者等が参加することで、効果的な換気方法やCO₂センサーの正しい設置方法等、飲食店等の換気対策の向上につながる情報をとりまとめ、フィードバックすることができていた。

分析結果の活用については、協力店に個別訪問し、データ（エビデンス）に基づき、店舗ごとの適切な換気方法を助言する等、きめ細かな対応を行っていた。

また、ガイドブックを発行することで、協力店以外にも、得られた知見を広く発信し、京都全体の飲食店等における安心・安全を高めることに寄与した。

更に、この取組は、次年度には医療機関や福祉施設へも広がり、事業成果が活用されている。

行政から積極的に事業を仕掛け、飲食店・研究機関等の関係者と互いのニーズを踏まえ協力体制を構築し、事業をより良いものにしていく取組姿勢は、緊急時に限らず、あらゆる行政の取組において求められるものである。今後もこのような積極的な連携や前向きな取組が、多くの事業において展開されることを期待する。

(3) 京の修学旅行3密防止対策等支援事業

ア 着眼点

本事業は、府内への修学旅行について3密を避けた移動及び滞在を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症発症時の保護者等の負担の軽減を行うことにより、コロナ禍における安心・安全な旅行を提供するための事業である。

本監査では、事業の目的に照らして適切に執行されていたかについて、主に地域の実情に応じた制度設計となっていたか等に着眼して監査を行った。

イ 事業概要

本事業は、令和2年4月から6月にかけて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による修学旅行のキャンセルの影響を受け、休業せざるを得なかった旅館、ホテル等宿泊事業者からの「修学旅行が中止とならないよう最善を尽くしてほしい」との切実な声に応え、秋の修学旅行シーズンに向けて、安心・安全に修学旅行を実施してもらえるよう、修学旅行中の3密防止対策及び生徒が陽性になった場合の対応に要する経費への支援を行うものであり、令和2年10月から実施した。

本事業では、貸切バスやタクシーの増車、宿泊施設・食事場所の部屋数の増加等の修学旅行中における3密を解消するために追加で必要となる経費や、修学旅行中の生徒が新型コロナ陽性と判明した場合に保護者等が当該生徒等を送迎する際の交通費・宿泊料に対し、表32のとおり支援を行った。

令和4年度については、京都市内にとどまらず、府域へも足をのばしていただきやすくなるよう、府域を行程として訪問したり、府内の教育関連施設を利用した学校に対する加算措置を講じており、支援実績については表33のとおりである。

(表 32) 支援内容

区分	① 3密防止対策事業	② 陽性時保護者等支援事業
支援内容	修学旅行中に、生徒等が3密の状態となることを避けるために、当初予定していた移動手段等を変更する場合に必要となる以下の追加的な経費を支援 ア：貸切バスの増車 イ：貸切バスのタクシーへの変更 ウ：タクシーの増車 エ：宿泊施設・食事場所の部屋数の増加	修学旅行中に、生徒等が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合に、保護者等が当該生徒等を送迎する時に必要となる以下の経費を支援 ア：保護者等の交通費 イ：保護者等の宿泊料 ウ：当該生徒の交通費
補助率	10/10	
上限額	修学旅行中に参加した生徒等×1,000円※ (①②の合計) ※ 出発日が令和2年10月～令和3年3月までの旅行については2,000円	

+ 加算(令和4年度～)

区分	③ 府域周遊	④ 教育関連施設利用
支援内容	京都府域(京都市域を除く)を修学旅行の行程として訪問する学校を対象に加算	京都府内の教育関連施設*を利用した学校を対象に加算 ※ 歴史、伝統産業、先端技術等について、体験の機会を提供する施設
条件	参加生徒等の2/3以上が訪問・利用していること	
上限額	修学旅行に参加した生徒等×500円	

(表 33) 支援実績

年度	件数	補助金額
令和2年度	230件	49,177千円
令和3年度	543件	64,342千円
令和4年度	※ 1,202件	198,650千円

※令和4年度3密防止対策支援1,201件、陽性時保護者等支援1件

ウ 監査結果

事業の制度設計にあたっては、申請・交付手続を円滑に進めるため、申請者を、申請手続に不慣れな学校ではなく旅行会社とすることとし、旅行会社との対応に精通している(公財)京都文化交流コンベンションビューロー(コンベンションビューロー)への補助事業としたものであり、コンベンションビューローが補助金交付要綱を策定する際には、事業の目的に沿った内容となるよう府と協議を行っていた。

事業の周知にあたっては、各都道府県・指定都市教育委員会、各都道府県私学担当課、(公財)日本修学旅行協会等に府から通知を行うとともに、大手旅行会社及び(一社)京都府旅行業協会に対しては、(公社)京都府観光連盟を通じて周知を行っていた。

コンベンションビューローにおける補助金の受付・審査体制については、事業を開始した令和2年度は、府からの派遣職員及び旅行会社からの派遣職員の2名で対

応していたところであるが、申請件数が令和2年度の2倍以上に増加した令和3年度からは、上記2名の職員に臨時職員1名を加えた3名体制で対応していた（令和4年度も同体制）。

申請方法は、事業開始当初（令和2年度）は郵送又は持参としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底及び補助金の受付・審査の効率化・迅速化を図るため、令和3年度からは、原則Web申請とし、本補助金に関する問合せについてもメールのみの受付としていた。

エ 所見

修学旅行は、通常とは異なる環境の中で友人たちと寝食をともにし、見聞を広げる貴重な教育機会であり、修学旅行で京都を訪れてその魅力に触れ、成人後も京都観光のリピーターとなることも期待される。

京都市産業観光局が毎年実施している「観光客の動向等に係る調査」（以下、「動向調査」という。）によると、令和元年は約70万人の修学旅行生が京都を訪問しており、京都経済への波及効果も大きいものがあるが、コロナ禍において、多くの学校で修学旅行を中止せざるを得ない状況となる（動向調査結果では、令和2年5月、6月の修学旅行生数（延べ人数）は3,418人、5,468人と、令和元年5月、6月の221,121人、185,166人から激減）等、宿泊事業者や土産物販売業者を中心に大きな影響を受けたことから、その対策として本事業を実施したものである。

本事業は、春の修学旅行シーズンに大きな影響を受けた宿泊事業者等からの切実な声に応え、コロナ禍において修学旅行が安心・安全に実施されるよう支援するものであり、申請者を、手続に不慣れな学校ではなく旅行会社とする等、円滑な事業実施に向けて速やかに制度設計を行い、秋の修学旅行シーズンの10月に事業を開始していた。また、令和3年度からは、Web申請やメールでの問合せを取り入れる等、事務局対応の効率化を図ったことにより、受付状況をリアルタイムで把握できるようになり、審査を効率的に進めていた。

京都における修学旅行については、従前は京都市内にとどまり、府域まで足をのばしていただけない傾向があったが、本事業において、令和4年度から府域へも足をのばしてもらえるよう加算措置を設けており、府域への周遊や宿泊の実績もみられるようになってきたところであり、本事業を契機に、今後も府域への修学旅行の誘致を進めていくことが期待される。

第3 総括

府では、府内で初めて新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された令和2年初めから、大規模な予算を投じて多岐にわたる新型コロナウイルス感染症対策を展開してきた。

本監査では、新型コロナウイルス感染症対策事業をテーマとして、医療・療養体制の構築、新型コロナワクチン接種体制確保、休業要請対象事業者支援給付金、営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金、京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度、京都府の特色のある事業の3件を選定し、法令等で定められた枠組みの下で効果的に実施されているか、今後同様の事態が発生した際に活かせる可能性のある課題等について、監査を行った。その結果、各項目ごとに必要な所見を述べたところである。

医療・療養体制の構築では、感染状況に応じて迅速に対応できており、治療を要する人々に必要な医療を提供するために、保健所を含め、効果的かつ重点的な運用ができていた。また、コロナ前と比較して、多くの場面で関係機関や地域との良好な関係を構築できたといえる。一方では、宿泊療養施設で療養中の事故や保健所及び応援人員の確保等一部課題も存在した。

なお、府では、令和6年3月に「新型コロナウイルス感染症対応の振り返り」をされたところである。この知見をもとに、将来起こりうる新たな感染症対策の体制づくり等に活かせるよう個々の事業に取り組まれない。

新型コロナワクチン接種体制の確保（大規模接種会場設置運営）では、府有施設を利用して大規模接種会場を設置し、接種の推進や市町村の負担軽減に寄与したが、緊急の体制でもあり、委託の支出の際の履行確認にスタッフ出勤状況等の客観的な資料の添付がなかったことから、今後は相互牽制機能を高めるための工夫が必要である。

なお、ワクチン接種の副反応については、厚生労働省では「安全性において重大な懸念は認められない」という評価がされているが、一方で、ワクチン接種との因果関係が否定できないものとして予防接種健康被害救済制度で認定した被害者が多数ある。

この先、同様の感染症がまん延した場合には、希望者に迅速にワクチン接種する体制整備が必要であると同時に、未知のウイルスに対するワクチン接種には、一部には健康被害があることも事前に周知することが重要である。併せて、ワクチン接種後に健康被害を訴える方への相談体制やワクチン接種を希望しない方の人権にも配慮する必要があると考える。

休業要請対象事業者支援給付金及び営業時間短縮等の要請に係る事業者への感染拡大防止協力金では、早期支給に向けての課題に対応するための様々な取組が行われていた。

今後同様の事態が発生した場合には、更に速やかな支給が求められることが想定されることから、今回得られたデータやノウハウを有効に活用していくことが期待される。

京都府新型コロナウイルス感染症防止対策認証制度では、事後調査や個人情報保護に一部課題が存在したものの、事業の実施により、当時期待されていた効果を一定発揮されていた。

京都府の特色のある事業では、安心・安全な妊婦出産確保事業、「京の飲食」安全対策向上事業、京の修学旅行3密防止対策等支援事業の3事業をとりあげたが、いずれも、府民や事業者等のニーズを踏まえ、迅速に制度設計するとともに、より多くの申請や参加が得られ、効果的に実施できるよう工夫し事業成果をあげていた。これらの新たな取組を通じて得た知見やノウハウ、連携関係等を活かし、今後もこのような積極的な取組が展開されることに期待したい。

今回、監査を実施した範囲においては、期待された効果を一定発揮されたと評価できる一方で、課題も一部で認められた。こうした課題への対応を含め、緊急事態に対処する中で蓄積された経験等は、今後に向けて貴重な財産になると考える。このため、こうした財産を確実に継承し、新たな感染症への備えに万全を期すとともに、将来、緊急を要する事態が発生した際にも、ここで得られた知見を活かし、府民のいのちと生活をしっかり守れるよう取り組まれない。